

栗東市バリアフリー基本構想

平成 27 年 7 月

栗 東 市

◆ 目次 ◆

序章 基本構想策定の目的と位置づけ	1
0-1 基本構想策定の背景と目的.....	1
0-2 基本構想の位置づけ.....	2
0-3 バリアフリー新法の概要.....	3
第1章 栗東市の概況	7
1-1 栗東市の特性.....	7
1-2 地域別の状況.....	14
1-3 上位・関連計画の方向性.....	20
第2章 基本理念と基本方針	25
第3章 重点整備地区、生活関連施設・経路の設定	27
3-1 重点整備地区の要件.....	27
3-2 重点整備地区・特定旅客施設の選定.....	28
3-3 生活関連施設の選定.....	29
3-4 生活関連経路の選定.....	30
3-5 重点整備地区の区域設定.....	31
第4章 重点整備地区の課題	33
4-1 栗東駅とその周辺のまち歩き点検調査.....	33
4-2 その他経路のまち歩き点検調査.....	42
第5章 バリアフリー化のための事業	45
5-1 特定事業.....	45
5-2 その他のバリアフリーに関する事業.....	50
5-3 ソフト施策.....	52
第6章 構想実現に向けた取組	55
6-1 関連事業者・市民・行政の連携・協働.....	55
6-2 基本構想の進行管理.....	56
参考資料	57
1. 策定経過.....	57
2. 用語集.....	62

序章

はじめに

- 0-1 基本構想策定の背景と目的
- 0-2 基本構想の位置づけ
- 0-3 バリアフリー新法の概要

序章 基本構想策定の目的と位置づけ

0-1 基本構想策定の背景と目的

現在、わが国は他の先進諸国に例をみない程の急速な高齢化が進んでいます。

総務省の人口推計によると平成25(2013)年10月1日現在の高齢化率は25.1%、すなわち4人に1人が高齢者という本格的な高齢社会を迎えています。

こうした背景から、本格的な高齢社会への対応、だれもが同じように生活し活動することのできる共生社会をめざす「ノーマライゼーション」の実現など、あらゆる人の利用や活動を念頭に置いた環境づくりが求められています。

このようなニーズに対応するため、国においては、平成18年12月に従来の「交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)」と「ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)」を統合した、「バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」が施行され、生活空間のバリアフリー化を一体的に進める制度が確立しました。

一方、栗東市の高齢化率は、全国平均を下回るものの、年々上昇しています。また、市内には障がい者や妊産婦、外国人などの多様な方々が生活されています。

また、栗東市総合計画で示された「優れた自然環境や歴史文化を活かし、市民が主体となった交流や連携により活力を創造することによってまちを発展させる」といった基本理念を実現していくためには、誰もが安心して社会参加できる環境を整えることが重要となります。

以上のような背景を踏まえ、高齢者や障がい者などの日常生活や社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性・安全性の向上を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくに当たっての基本方針や今後実施すべきバリアフリー化事業の概要などを定めるために、「栗東市バリアフリー基本構想」(以下、「本基本構想」)を策定します。



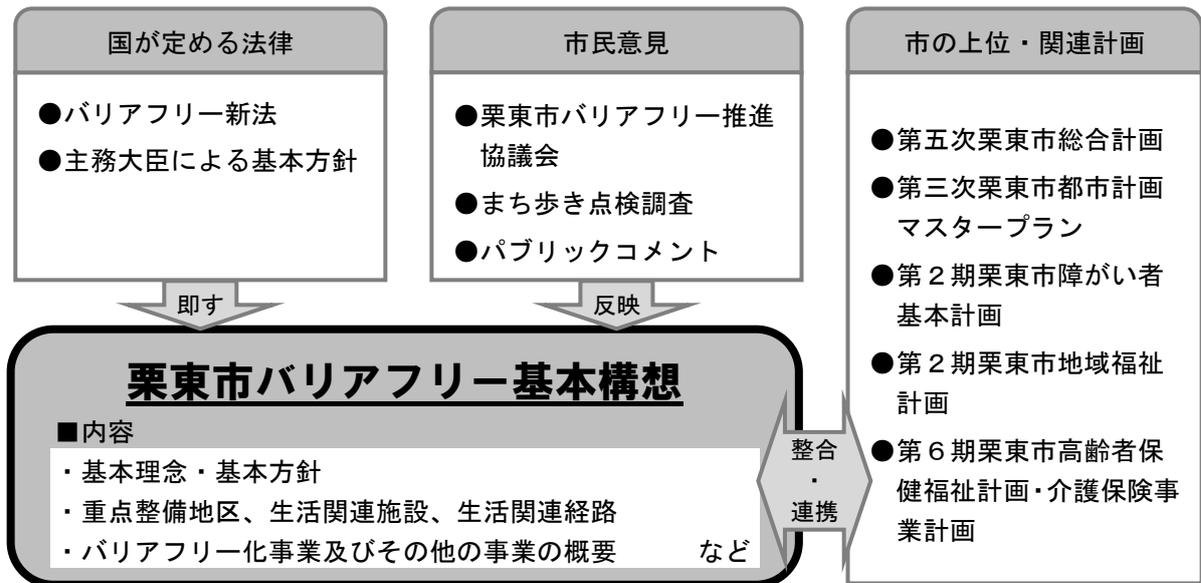
0-2 基本構想の位置づけ

0-2-1 位置づけ及び内容

本基本構想は、バリアフリー新法及び基本方針に基づいて策定します。

また、策定にあたっては、栗東市総合計画をはじめとする上位・関連計画との整合を図るとともに、可能な限り市民の皆様のご意見を反映するために、「栗東市バリアフリー推進協議会」「まち歩き点検調査」「パブリックコメント」を通じて、市民意見の把握に努めます。

■計画の位置づけ



0-2-2 目標年次

国が示す「移動等の円滑化の促進に関する基本方針」では、平成 32 (2020) 年度末を期限としてバリアフリー化の目標を設定していることから、本基本構想においても平成 32 年度を目標年次とします。

ただし、全ての事業を目標年次までに実施することは、財政的にもマンパワー的にも困難であると考えられます。

そこで、本基本構想では、構想に位置づけた事業を「短期：平成 30 年度までに完成を目指す事業」「中期：平成 32 年度までに完成を目指す事業」「長期：事業の実施について今後検討していく事業」に分類し、計画的な事業実施を目指していきます。

また、ソフト施策については、できる限り早期に着手するとともに、継続的な実施を目指します。

0-3 バリアフリー新法の概要

0-3-1 新法の目的

バリアフリー新法は、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間の新設時等における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としています。

■バリアフリー新法が目指すもの

- ◆個々の施設等のバリアフリー化
（公共交通機関、建築物等の新設等の際の移動等円滑化基準への適合義務）
- ◆面的・一体的なバリアフリー化
（基本構想制度：施設が集積する地区における重点的・一体的なバリアフリー化）

また、新法では、あらゆる人々が利用しやすい生活環境等をデザインするという「ユニバーサルデザイン」の実現に向けて、①様々な者の参画を得て意見交換をしながら、②粘り強く継続的に、③さらには、広くその必要性への理解を得ながら、「バリアフリー」の取組みを積み重ねるために、次の規定が盛り込まれました。

■ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化推進の留意点

- ◆様々な段階での住民・当事者参加
基本構想の作成プロセスや国による継続的な制度の改善（スパイラルアップ）の際の住民・当事者参加
- ◆スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）
国による継続的・段階的な制度等の改善、協議会制度を活用した基本構想の実施段階における連絡調整
- ◆心のバリアフリーの促進
国、地方公共団体、国民の責務の規定

■新法の概要（出典：国土交通省ホームページ）

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

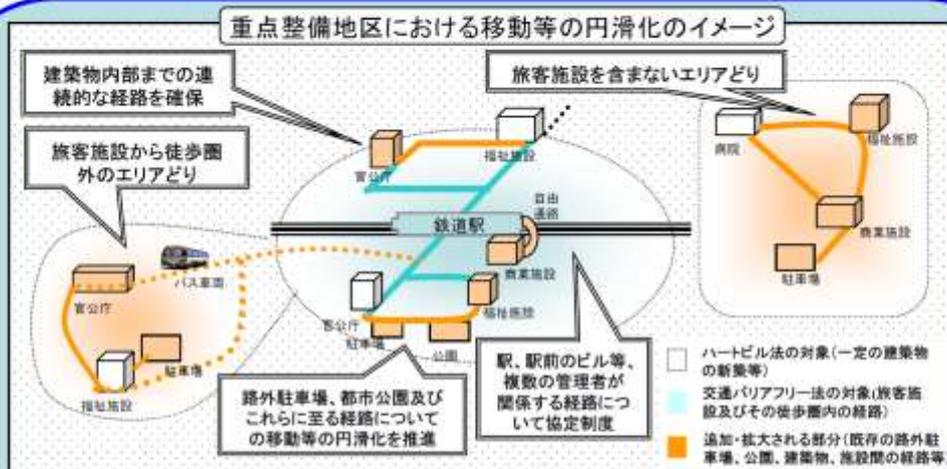


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

0-3-2 新法の枠組み

バリアフリー新法は、主務大臣により定められる「移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成23年3月31日に告示)」に基づき、バリアフリー化に関わる各主体の責務を示した「関係者の責務」、また、施設設置管理者等の新築時における移動等円滑化基準への適合義務を示した「基準適合義務等」、そして、おもに既存施設のバリアフリー化を推進する制度としての「重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進」からなっています。

■ 枠組み (出典：国土交通省ホームページ)

※赤字はバリアフリー新法による追加・変更点

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み



〈このページ空白〉

第1章

栗東市の概況

1-1 栗東市の特性

1-2 地域別の状況

1-3 上位・関連計画の方向性

第1章 栗東市の概況

1-1 栗東市の特性

1-1-1 位置及び地勢

本市は、滋賀県の南部に位置し、広域的には京阪神都市圏の東北部の外縁部、名阪のほぼ中間に位置しています。

市域は、東西約6km、南北約14kmであり、総面積は52.69k㎡となっています（平成26年度栗東市統計書）。

市域の南半分は、阿星山を中心とした金勝連峰により広がる丘陵地帯が広がり、北部には、草津川、野洲川という琵琶湖に注ぐ代表的な二つの河川に挟まれた緩やかな傾斜の水田地帯が広がっています。

また、国道1号・8号の通過、名神高速道路栗東インターチェンジの設置など、交通の要衝として、製造業・商業・流通業など数多くの企業が立地しています。平成3年、JR琵琶湖線栗東駅が開設されたことにより、京阪神への通勤圏となり、大規模な住宅整備が進み、人口増加が続いています。

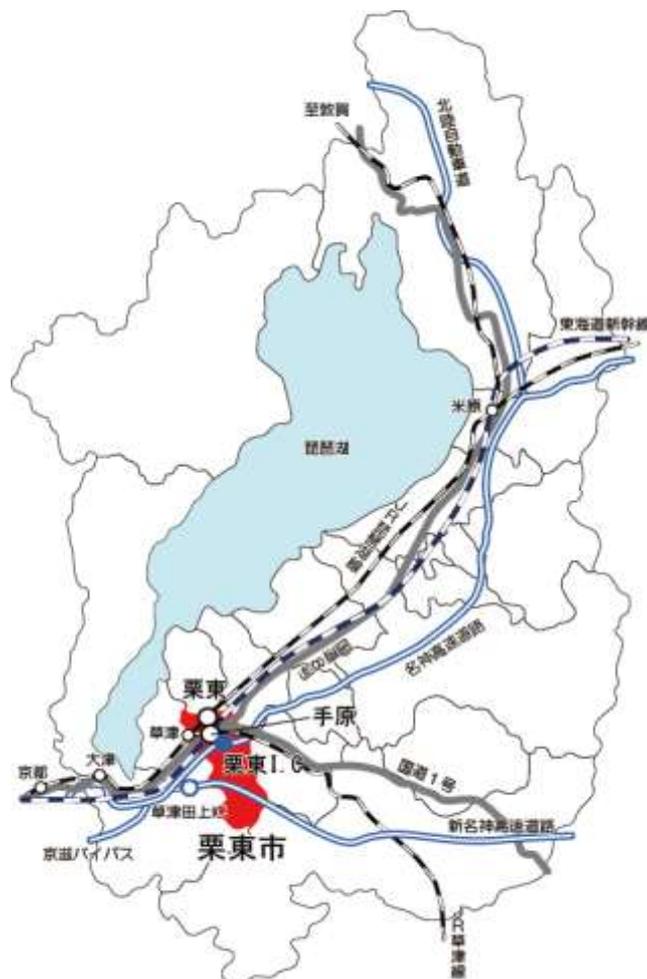


図1-1-1 栗東市の位置

1-1-2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数

- ・平成 22 年時点の栗東市の人口は 63,655 人、世帯数は 22,614 世帯となっており、経年的には増加傾向となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、栗東市の将来人口は、伸び率が鈍化しつつも、増加し続けると予測されています。

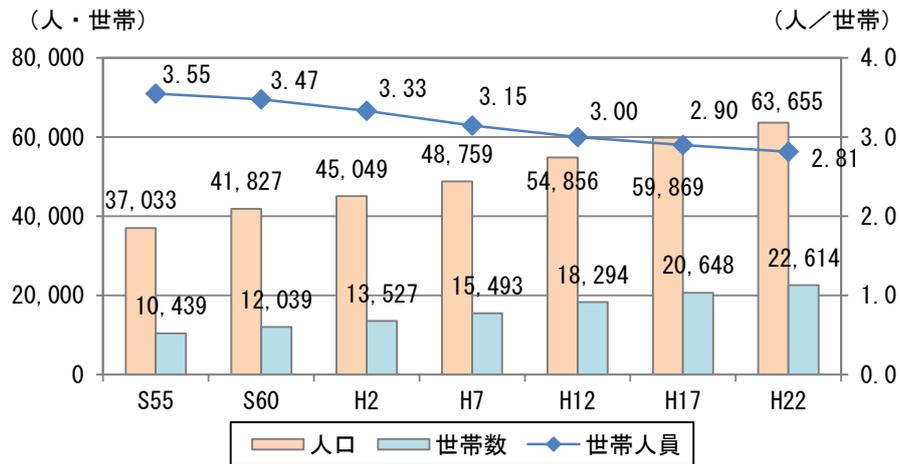


図 1-1-1 栗東市の人口・世帯・世帯人員の推移 (出典：国勢調査)

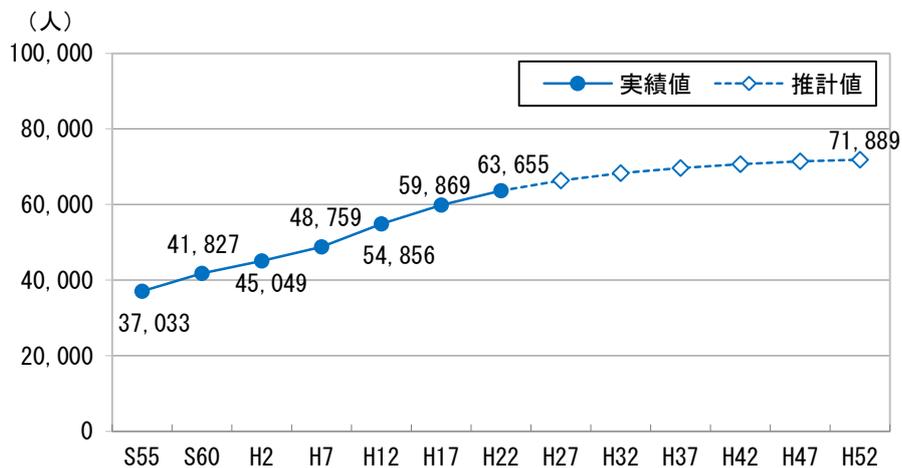


図 1-1-2 栗東市の人口予測 (H27 以降は推計値)

〔 出典：平成 22 年までは国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口』(平成 25 年 3 月推計) 〕

(2) 年齢構成

- ・ 栗東市の高齢化率は平成 22 年時点で 14.6%となっており、全国平均 (23.0%)、滋賀県平均 (20.7%) よりも低い水準となっていますが、経年的には増加傾向となっています。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、栗東市の高齢化率は今後も増加し、約 15 年後 (平成 42 年) には 5 人に 1 人が、約 25 年後には 4 人に 1 人が高齢者という高齢社会になると予測されています。

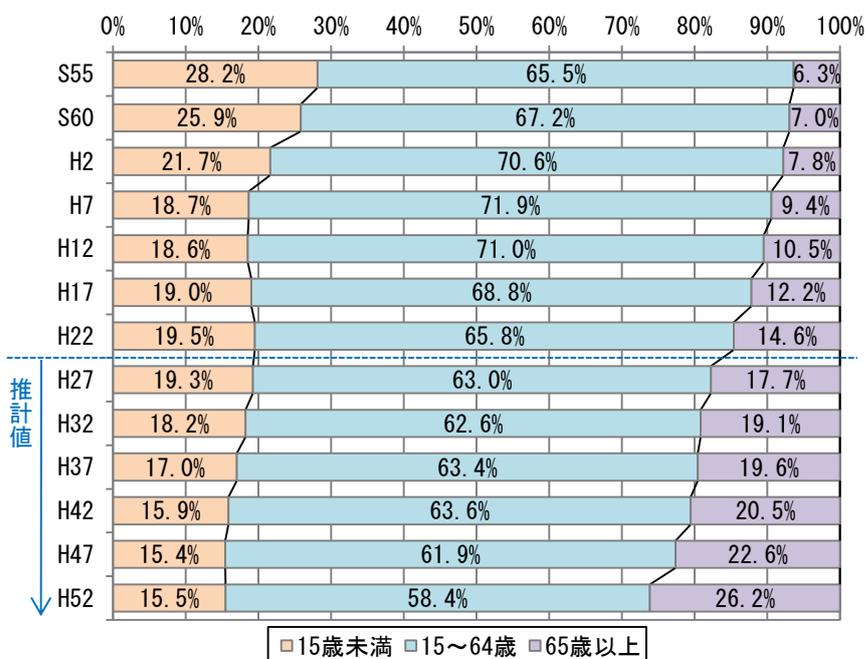


図 1-1-3 栗東市の年齢階層別人口 (H27 以降は推計値)

〔 出典：平成 22 年までは国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口』(平成 25 年 3 月推計) 〕

(3) 障がい者数

- ・ 栗東市の障がい者数は、近年では 1,783~1,870 人の間で推移しています。
- ・ 内訳をみると、「肢体不自由障がい」が約 5 割、「内部障がい」が約 3 割、「聴覚障がい」が約 1 割を占めています。

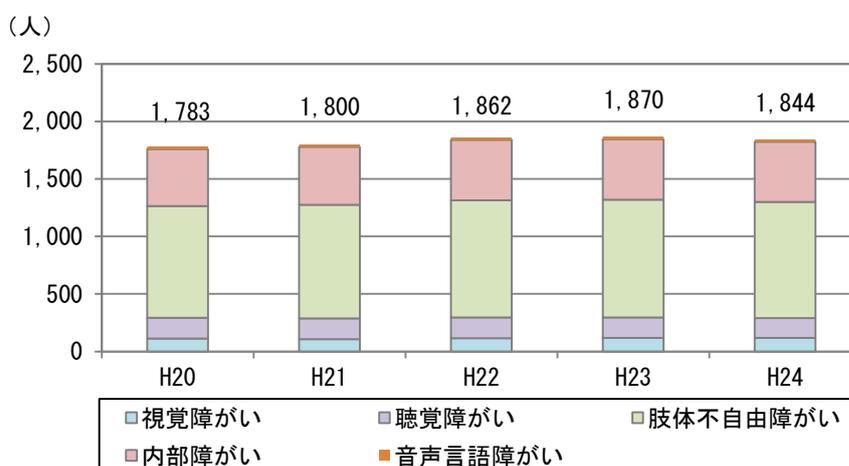


図 1-1-4 栗東市の身体障がい者手帳交付状況

1-1-3 公共公益施設と交通網の状況

(1) 公共公益施設

- ・本市には、小学校9校、中学校3校をはじめ、芸術文化会館さきらなどの公共公益施設が立地しています。
- ・これらの施設は、市域北部に集積しています。

表1-1-1 公共公益施設の立地状況（各施設の位置は、図1-1-5参照）

分類	番号	施設名称	分類	番号	施設名称	
行政	1	栗東市役所	体育	45	県立栗東体育館	
教育・文化	2	栗東芸術文化会館さきら		46	栗東市民体育館	
	3	栗東市立図書館		47	野洲川体育館	
	4	栗東市立栗東西図書館		48	十里体育館	
	5	栗東歴史民俗博物館		49	大宝テニスコート	
	6	出土文化財センター		50	治田西スポーツセンター	
	7	栗東自然観察の森		51	平谷球場	
	8	自然体験学習センター (森の未来館)		52	栗東運動公園	
	9	ウイングプラザ		53	野洲川運動公園	
	10	学習支援センター		54	弓道場	
	11	県立栗東高等学校		市立保育園	55	金勝第1保育園(幼児園)
	12	県立国際情報高等学校			56	金勝第2保育園
	13	県立聾話学校			57	葉山保育園(幼児園)
	14	栗東中学校			58	葉山東保育園(幼児園)
	15	栗東西中学校	59		治田保育園	
	16	葉山中学校	60		治田東保育園(幼児園)	
	17	治田小学校	61		治田西保育園(幼児園)	
	18	治田東小学校	62	大宝西保育園		
	19	治田西小学校	市内認可法人立保育所	63	こだま保育園	
	20	葉山小学校		64	グランマの家保育園	
	21	葉山東小学校		65	こだまふれんど保育園	
	22	金勝小学校		66	治田西カナリヤ第三保育園	
	23	大宝小学校	67	こだま乳児保育園		
	24	大宝西小学校	68	大宝カナリヤ保育園		
	25	大宝東小学校	市立幼稚園	69	金勝幼稚園(幼児園)	
	26	コミュニティセンター治田		70	葉山幼稚園(幼児園)	
	27	コミュニティセンター治田東		71	葉山東幼稚園(幼児園)	
	28	コミュニティセンター治田西		72	治田幼稚園	
	29	コミュニティセンター葉山		73	治田東幼稚園(幼児園)	
	30	コミュニティセンター葉山東		74	治田西幼稚園(幼児園)	
	31	コミュニティセンター金勝		75	大宝幼稚園	
32	コミュニティセンター大宝	76		大宝幼稚園分園		
33	コミュニティセンター大宝西	77	大宝西幼稚園			
34	コミュニティセンター大宝東	その他	78	工業技術総合センター		
保健・医療	35		済生会滋賀県病院	79	湖南広域消防局中消防署	
	36		なごやかセンター (栗東総合福祉保健センター)	80	農業技術振興センター栽培研究部 花き・果樹分場	
福祉	37		ゆうあいの家	81	農林業技術センター	
	38		栗東シルバーワークプラザ	82	道の駅アグリノ郷栗東	
	39		栗東市在宅介護支援センター済生会	83	道の駅こんぜの里りっとう	
	40		やすらぎの家	84	こんぜの里バンガロー村	
	41		ひだまりの家	85	森林体験交流センター(森遊館)	
	42		身体障がい者デイサービスセンター	86	栗東市商工会	
	43		障がい児地域活動施設	87	環境センター	
	44		きづきクリニックチャイルドハウス (病後児保育施設)	88	手原駅前自転車駐車場	
				89	学校給食共同調理場	

(2) 交通網

- ・本市の現況道路網は、市域のほぼ中央を名神高速道路が南北方向に通過し、これに並行して国道1号及び国道8号が位置しており、広域交通の軸となっています。
- ・本市を通る鉄道路線は、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線（琵琶湖線）、JR 草津線の3路線となっています。

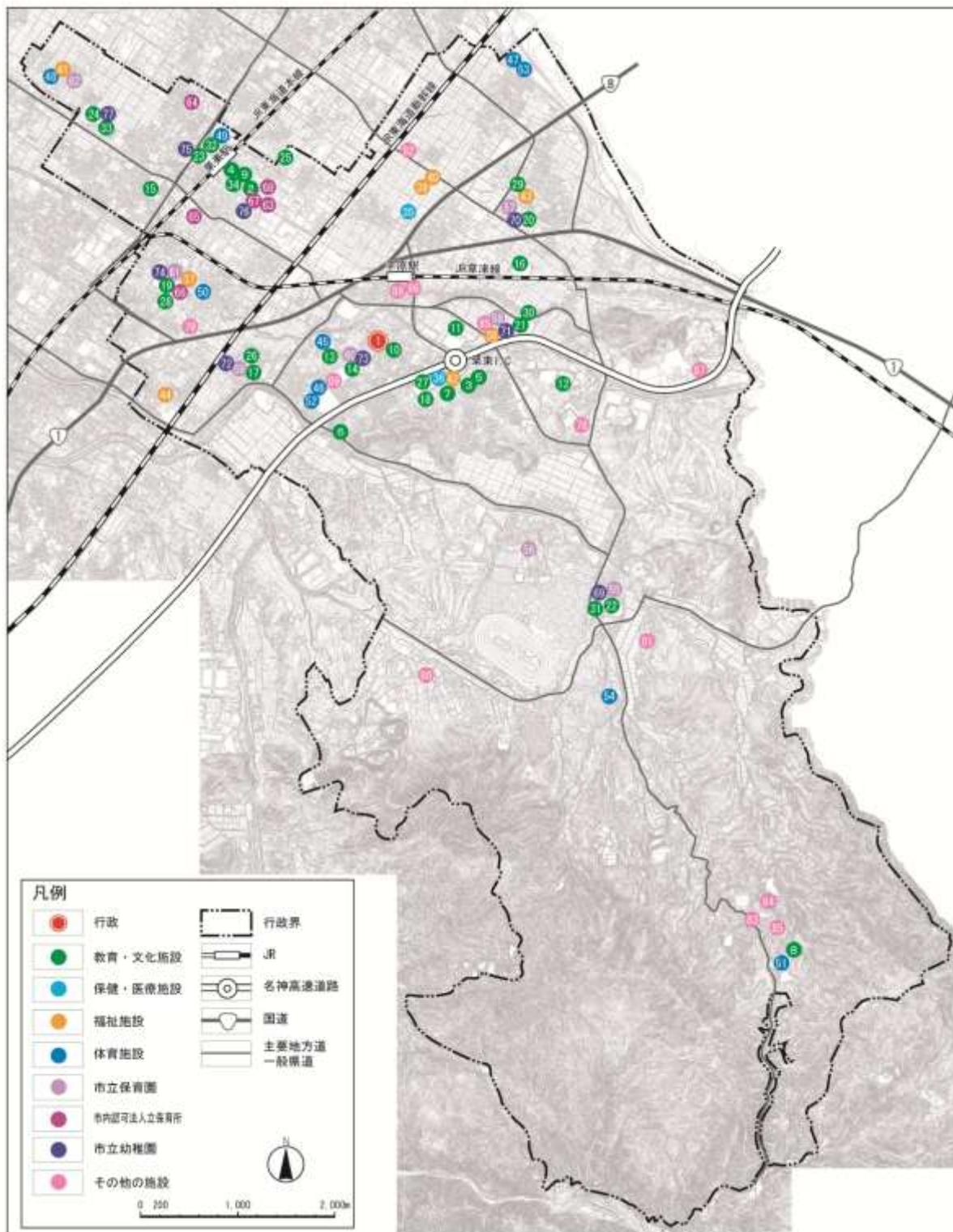


図1-1-5 栗東市の公共公益施設と交通網の状況

(3) 歩道の整備状況

- ・ 栗東市内の道路の整備済み延長（365,924.5m）のうち、歩道が整備済みとなっている区間は14%（52,164.6m）を占めており、県平均値（17%、平成24年滋賀県統計書）をやや下回っています。

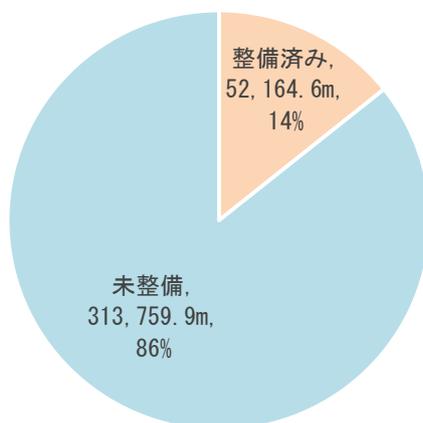


図1-1-6 歩道の整備状況（出典：栗東市道路施設現況調査 H26年3月20日現在）

(4) 鉄道

- ・ 栗東駅の一日当たりの平均的な利用者数は、増加傾向が続いており、平成24年は25,490人となっています。
- ・ 手原駅の一日当たりの平均的な利用者数は、緩やかな増加傾向が続いており、平成24年は5,885人となっています。

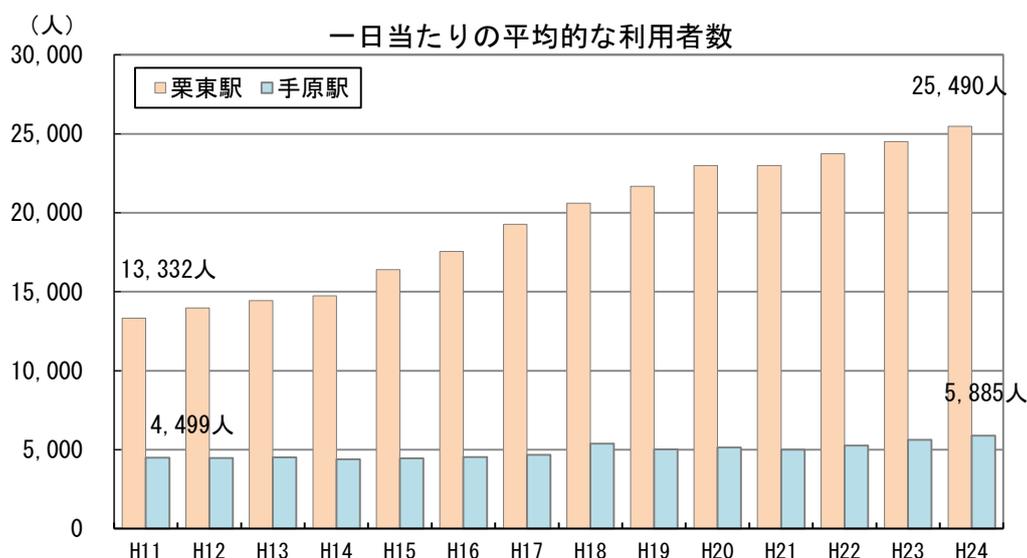


図1-1-7 一日当たりの平均的な利用者数の推移（出典：西日本旅客鉄道(株)資料）
 ※「一日当たりの平均的な利用者数」は、JR発表の「一日平均旅客乗車人員」を2倍にして算出。

(5) バスの利用状況

- ・栗東駅では、コミュニティバス「くりちゃんバス」が3路線（大宝循環線、草津駅・手原線、宅屋線）、民営バスが3路線（金勝線、済生会病院線、古高大宝線）、合計6路線が運行しています。
- ・手原駅では、コミュニティバス「くりちゃんバス」が3路線（草津駅・手原線、葉山循環線、治田循環線）、民営バスが3路線（金勝線、済生会病院線、草津伊勢落線）、合計6路線が運行しています。
- ・くりちゃんバスの年間輸送人員、平均輸送人員（市内6路線合計）は、平成20年をピークに減少傾向にありましたが、平成26年度に路線の見直し等を行い増加しています。

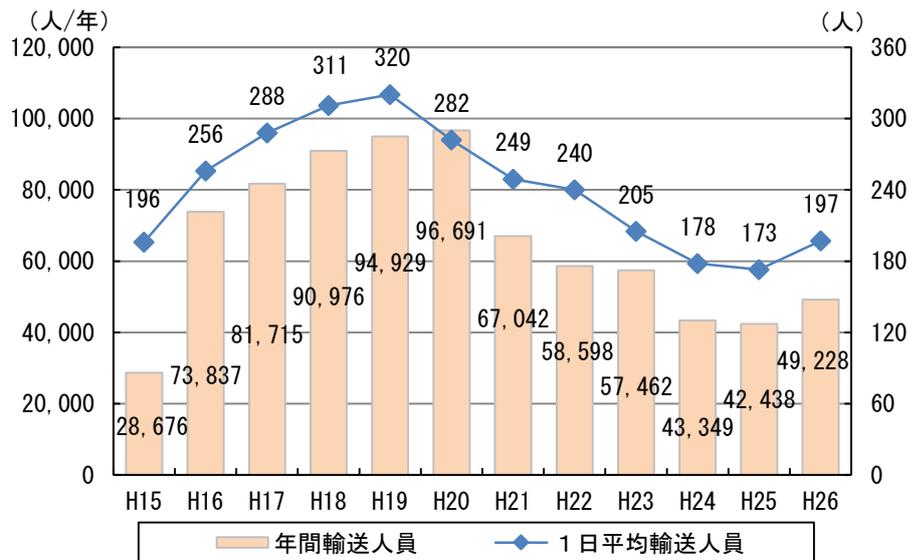


図1-1-8 くりちゃんバス利用状況（出典：生活交通課）

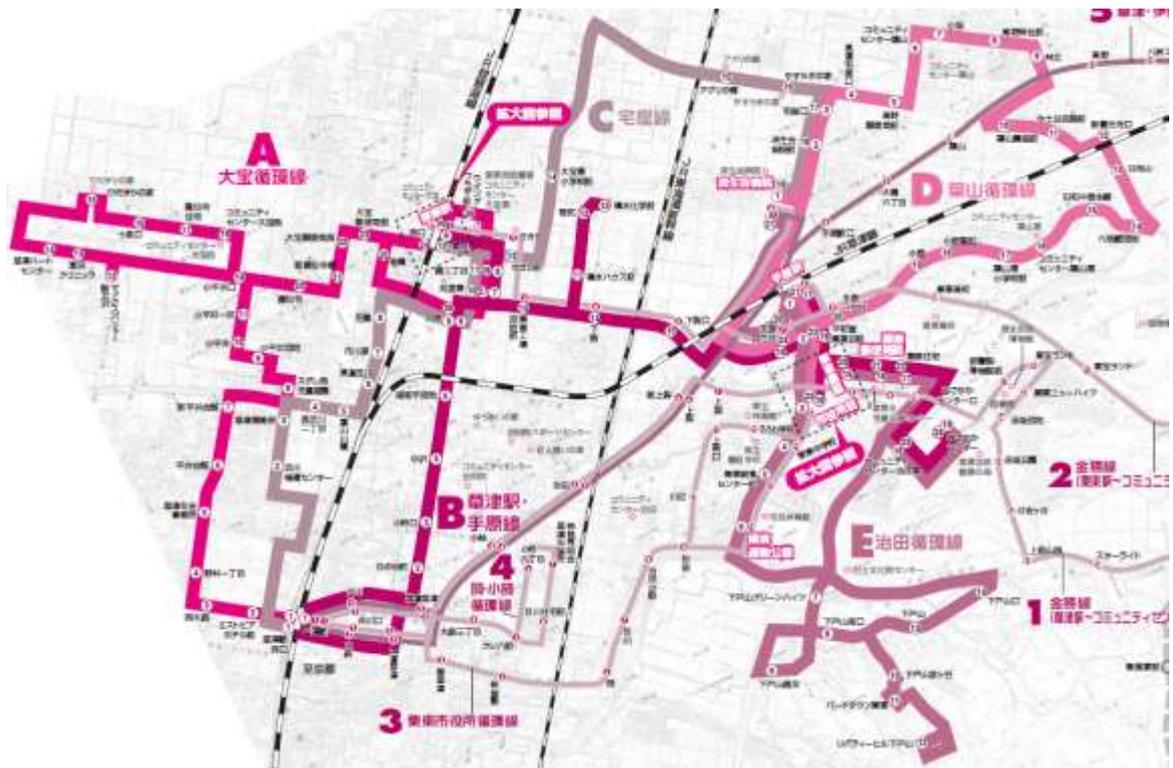


図1-1-9 くりちゃんバス路線網（出典：くりちゃんバス路線図）

1-2 地域別の状況

栗東市内の主要な交通結節拠点である「栗東駅」「手原駅」の周辺地域の状況について整理します。

1-2-1 栗東駅周辺地区

(1) 学区別の人口・世帯数

- ・大宝学区は、人口・世帯数ともに増加傾向となっています。
- ・大宝東学区は、人口が平成20年にピークに達し、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

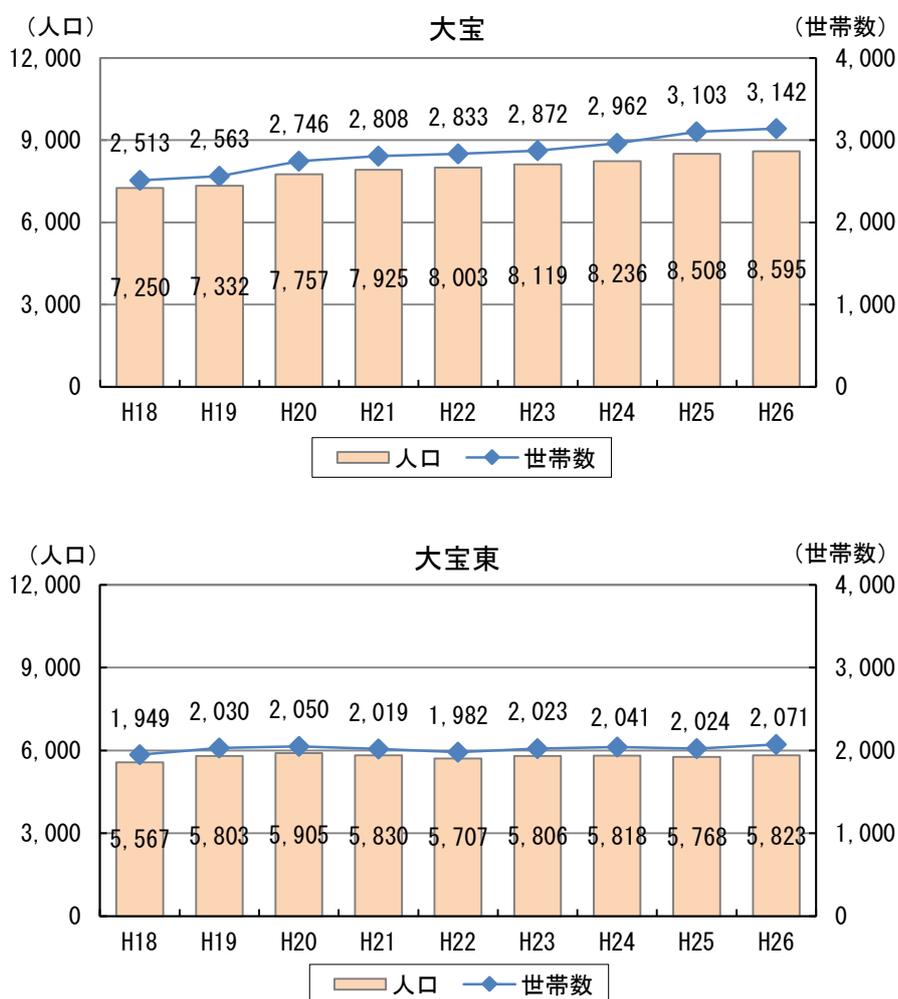


図1-2-1 学区別の人口・世帯数（出典：住民基本台帳＋外国人登録 各年10月1日現在）

(2) 学区別の年齢階層別人口

- ・大宝学区、大宝東学区ともに、市平均と比較して年少人口および生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が低くなっています。
- ・特に、大宝東学区でその傾向が顕著にみられます。

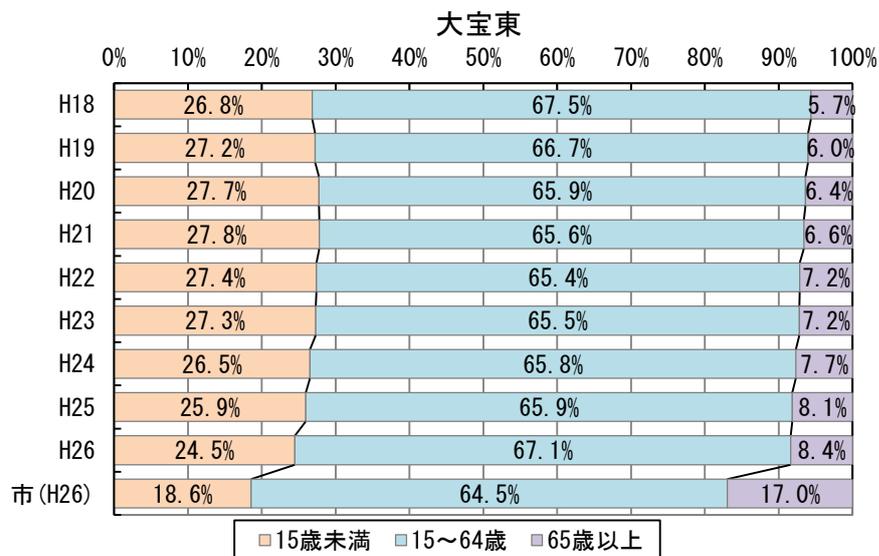
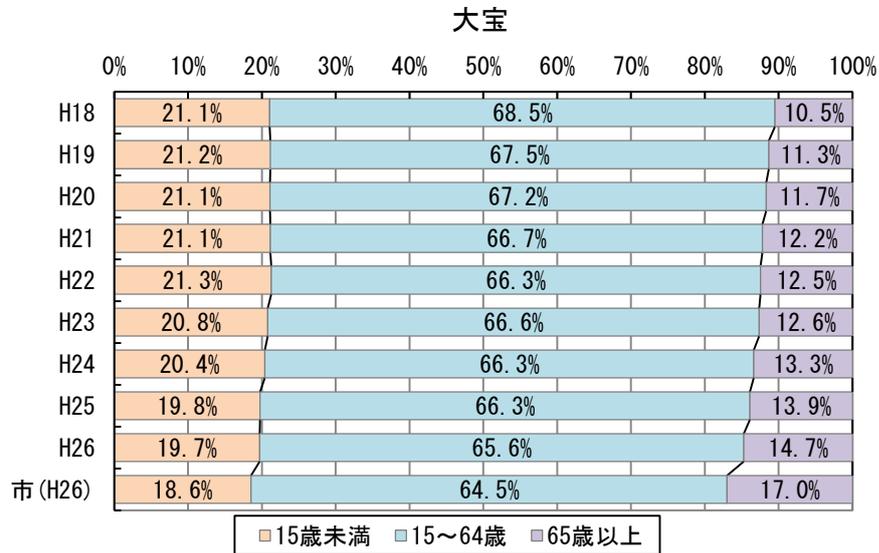


図 1-2-2 学区別の年齢階層別人口（出典：住民基本台帳＋外国人登録 各年 10 月 1 日現在）

(3) 主要施設の立地状況

- ・栗東駅の近辺（半径 500m圏内）には、商業施設（アル・プラザ栗東、ウイングプラザ）、文化施設（栗東芸術文化会館さくら）、教育施設（大宝小学校など）、福祉施設（大宝児童館など）、銀行・郵便局（京都銀行など）、コミュニティセンター、都市公園（大宝公園など）、路外駐車場が立地しています。
- ・その周囲（半径 1,000m圏内）には、教育施設（栗東西中学校）、福祉施設（大宝カナリヤ保育園など）、銀行（滋賀銀行など）、都市公園が立地しています。

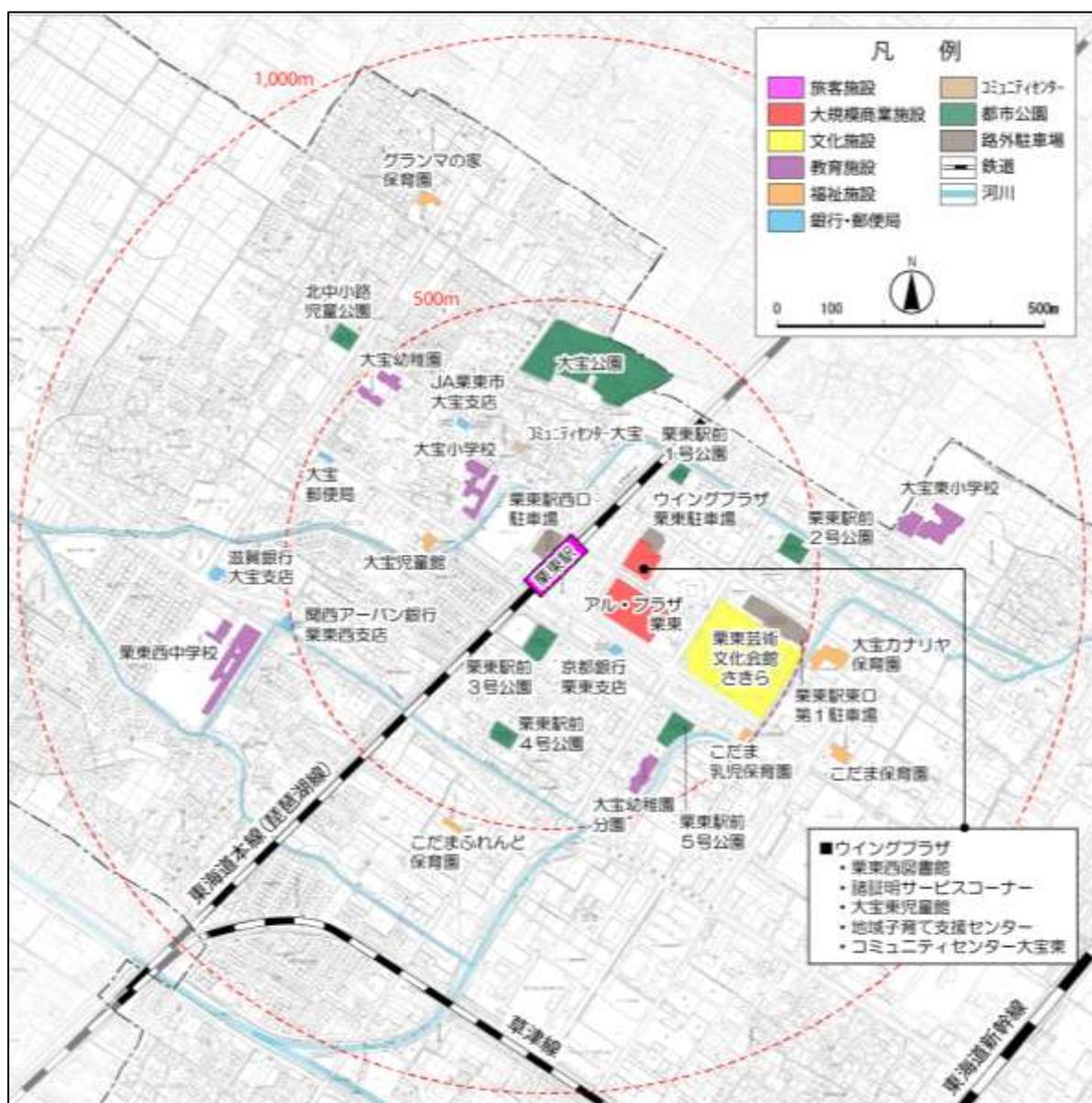


図 1-2-3 主要施設の立地状況（栗東駅周辺）

1-2-2 手原駅周辺地区

(1) 学区別の人口・世帯数

- ・ 治田東学区は、人口・世帯数ともに増加傾向となっています。
- ・ 葉山東学区は、人口・世帯数ともに平成 25 年をピークに減少に転じています。

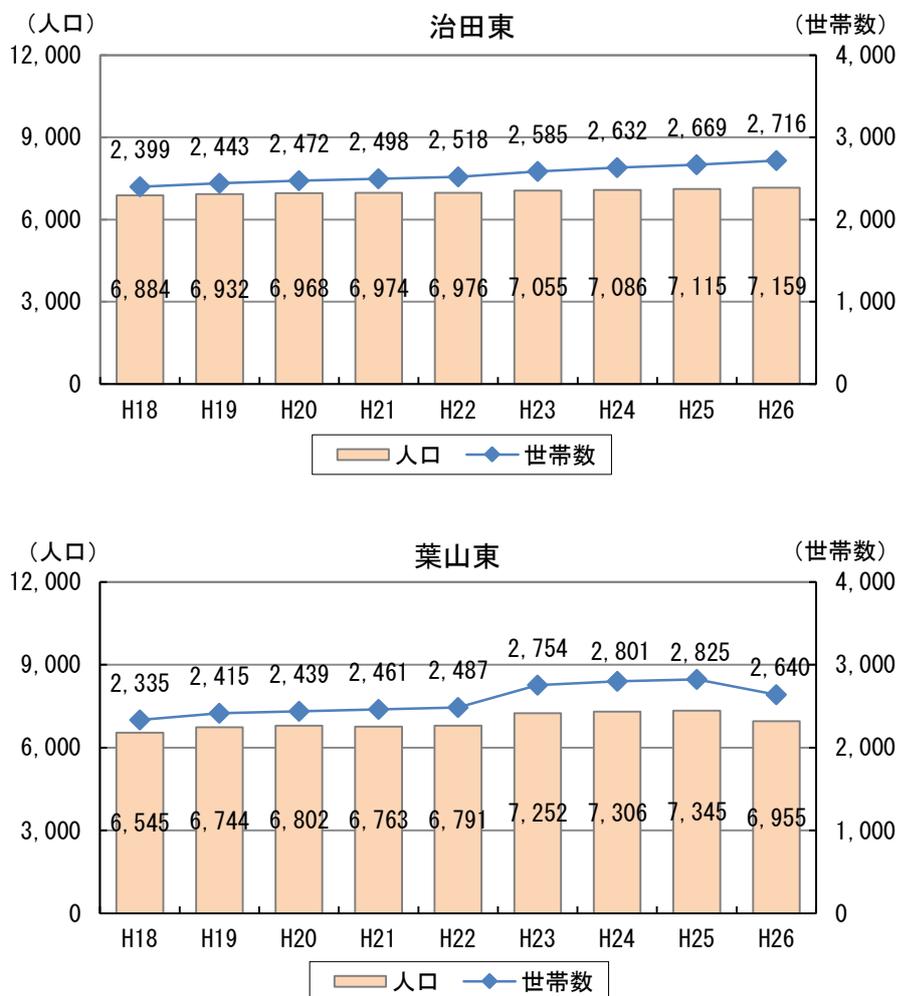


図 1-2-4 学区別の人口・世帯数（出典：住民基本台帳＋外国人登録 各年 10 月 1 日現在）

(2) 学区別の年齢階層別人口

- ・ 治田東学区、葉山東学区ともに、市平均よりも少子高齢化が進んでいる傾向がみられます。
- ・ 特に、葉山東学区でその傾向が顕著にみられます。

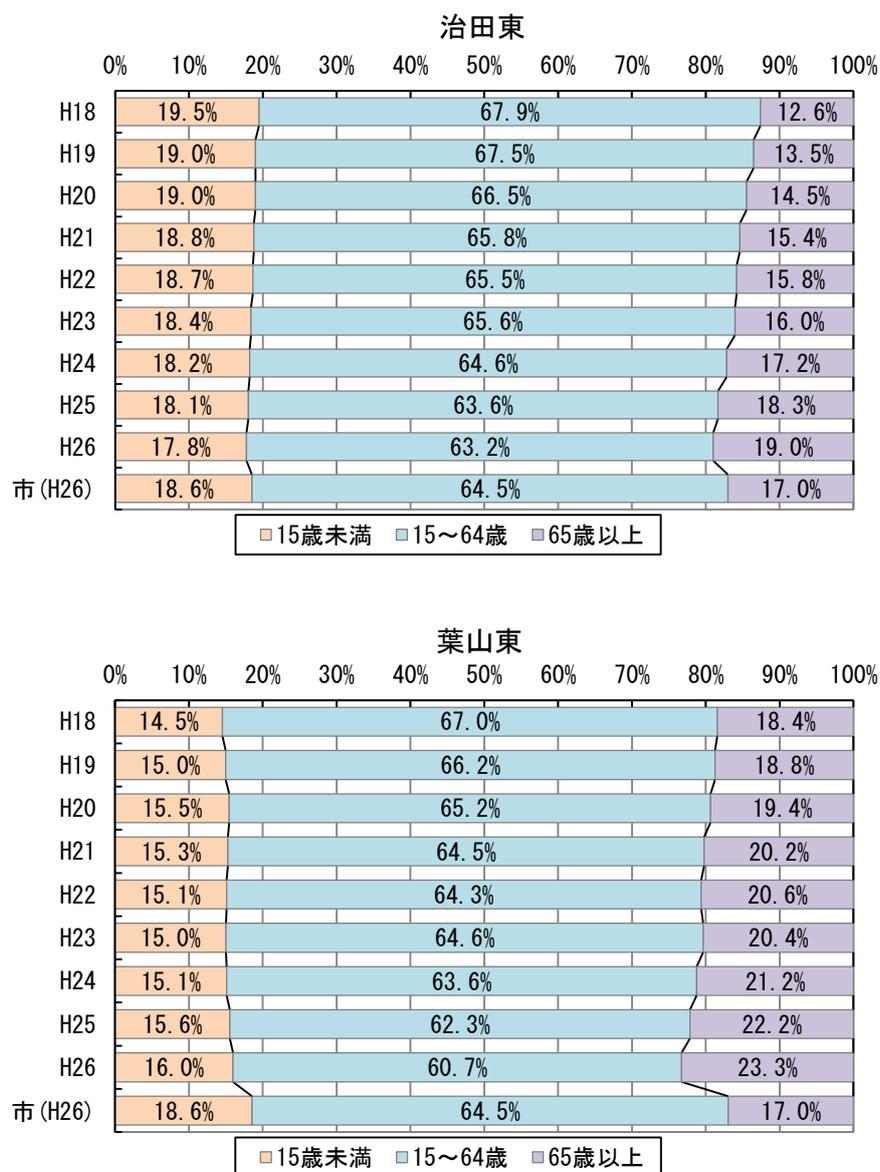


図 1 - 2 - 5 学区別の年齢階層別人口（出典：住民基本台帳＋外国人登録 各年 10 月 1 日現在）

(3) 主要施設の立地状況

- ・手原駅の周辺（半径 500m圏内）には、商業施設（フレンドマート栗東店）、銀行（滋賀銀行栗東支店など）、都市公園、路外駐車場が立地しています。
- ・その周囲（半径 1,000m圏内）には、栗東市役所、教育施設（栗東中学校など）、医療・福祉施設（済生会滋賀県病院など）、銀行・郵便局（栗東郵便局など）、都市公園が立地しています。

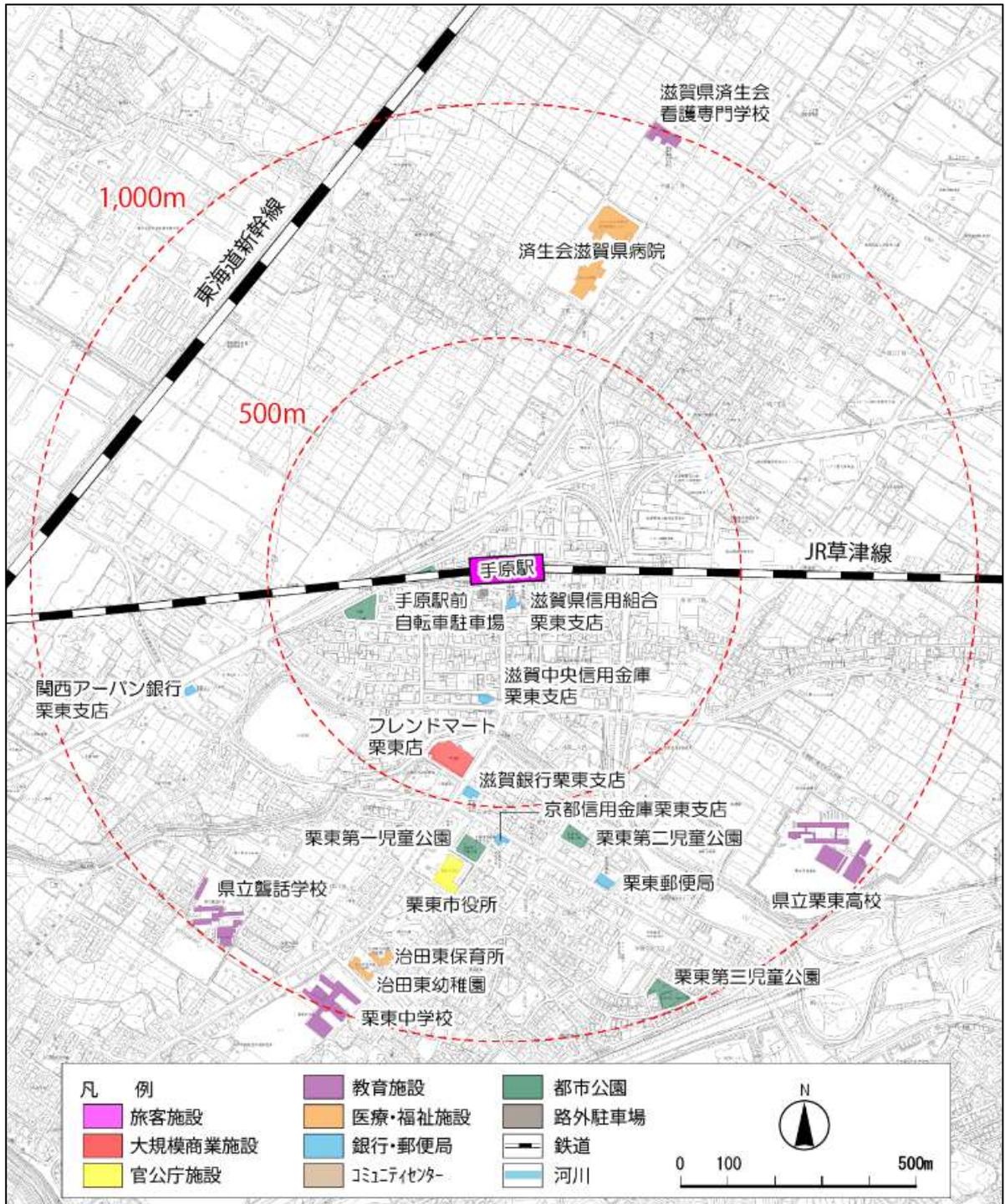


図 1-2-6 主要施設の立地状況（手原駅周辺）

1-3 上位・関連計画の方向性

1-3-1 第五次栗東市総合計画 後期基本計画（平成27年3月）

まちづくりの基本理念

- 1 効率的で、創造的・発展的なまちづくりを市民の力で進めるため、「市民主体、市民協働によるまちづくり」を進めます。
- 2 立地特性を生かした地域活性化やコミュニティの再生を進めるため、「交流や連携で活力を創造するまちづくり」を進めます。
- 3 まちの個性や特長を伸ばしていくため、「優れた自然環境や歴史文化を保全・継承し、発展させるまちづくり」を進めます。

将来都市像

ひと・まち・環境
ともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東

まちづくりの基本目標

安全・安心のまち

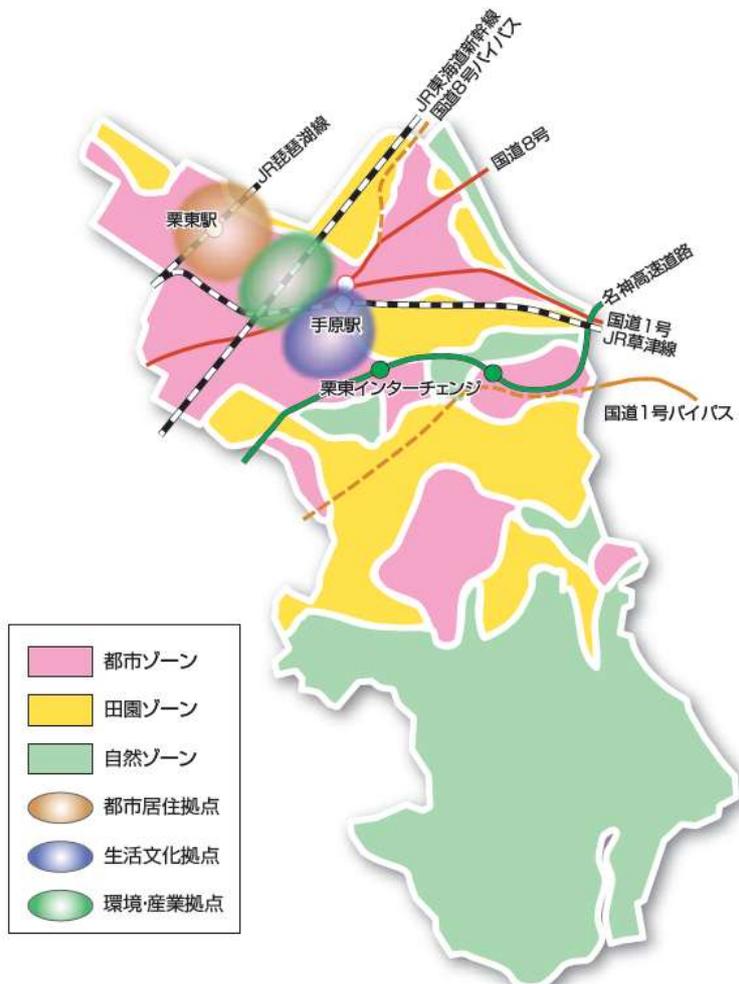
現在、そして将来にわたって、子どもから高齢者まで、市民のだれもが健康で、安全・安心に住み続けることのできる「まち」をつくります。

環境・創出のまち

栗東にふさわしい景観や美しさを備えた自然を保全・発展させ、誰もが快適に暮らせる環境をつくるとともに、地域を支える産業を育成して、将来にわたって活力とにぎわいを創出する「まち」をつくります。

愛着・交流のまち

まちへの愛着を育み、いつまでも住み続けたいと思う市民の意識を醸成し、郷土の文化を創造、継承するとともに、立地特性や広域結節点としての発展の可能性や歴史・文化の魅力を生かし、近隣・広域との多様な交流が生まれる「まち」をつくります。



バリアフリー関連の主な方針

【施策】 障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくり

障がいのある人が、能力や適性に応じて力を発揮しながら、住みなれた地域でよりよい生活ができる地域社会の実現を目指します。

■障がいのある人に対する理解の促進

障がいのある人に対する市民への理解を深めるとともに、本人や家族が自ら発信できる機会を創出します。

基本事業	内容	担当課
(1) 啓発の推進	・広報、ホームページ等に福祉制度や障がい者団体事業などを掲載し、障がいに関する事業を通じて、障がいに対する市民理解と意識啓発を図ります。	障がい福祉課
(2) 交流の促進	・障がい者関係団体の主催するレクリエーションやスポーツ大会などのボランティアとの協働開催を通じて、ボランティア活動の活性化、障がいに対する理解の促進及び障がいのある人とない人との交流を促進します。	障がい福祉課

■生活環境の整備

障がいのある人の社会参加を支援するため、ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりを推進します。

基本事業	内容	担当課
(1) 生活環境の整備	・建物、道路、交通ターミナル等におけるすべての人に配慮したユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりを推進します。	障がい福祉課

バリアフリー関連の主な方針

【施策】 交通安全のまちづくり

一人ひとりの交通安全意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるとともに、基本的な交通環境を形成し、道路交通の安全と円滑性を確保して、安全・安心のまちを目指します。

■交通環境の改善整備

アクセス道路の整備や事故多発地点対策などの交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車・駐輪の排除、駅周辺の適正管理により、道路交通の安全と円滑性を確保します。

基本事業	内容	担当課
(1) 交通安全施設の整備	・学区・自治会・保護者等からの要望や警察等関係機関の連携に基づく危険箇所への各種交通安全施設の整備及び維持により、事故の未然防止と安全確保を図ります。 ・人にやさしいまちの実現を図るため、交通環境と安全施設の整備を行います。	生活交通課

1-3-2 第三次栗東市都市計画マスタープラン（平成23年10月）

計画の概要

都市づくりの理念

風格都市栗東

都市づくりの目標

**いつまでも
住み続けたいくなる
安心な元気都市
栗東**

目標の推進方針

- ・百年先の風格を育む景観づくり
- ・暮らしの豊かさ、都市の活力・元気づくり
- ・安全・安心、快適な生活基盤づくり
- ・自然環境との共生、循環型の都市づくり
- ・多様な主体の交流・連携によるまちづくり

バリアフリー関連の主な方針

歩行者・自転車空間の整備・活用方針

- ・都心風格エリア内においては、自動車に過度に頼らない交通弱者と地球環境にやさしい都心居住の場を実現する観点からも、歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。
- ・歩道のバリアフリー化、街路樹の整備、沿道施設と連携した緑化推進などにより、風格を感じさせる街並み形成を進めます。

健康・福祉のまちづくりの推進方針

- ・健康・福祉拠点を中心として、公共公益施設や鉄道駅、公園など多くの市民が利用する施設及びその周辺部のバリアフリー整備を進めます。

1-3-3 第2期栗東市障がい者基本計画（平成27年3月）

バリアフリー関連の主な方針

【今後の取組】バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。

今後の取り組み	内容	関係課
小・中学校の施設のバリアフリー化	障がいのある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育委員会総務課
事業者に対する指導・助言	「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して障がいのある人の立場で指導・助言を行います。	住宅課 障がい福祉課
福祉のまちづくり意識の啓発	福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。	障がい福祉課
安全で快適な歩行空間の確保	障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した歩道整備や段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を推進し、移動の連続性と安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	道路・河川課
交通安全施設の整備推進	音響信号機の整備など障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	生活交通課
交通マナーの向上	通行に支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車等の防止等啓発に努めます。	生活交通課
道路の適正使用にかかる指導強化	道路占用許可に際して厳正に審査をし、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	道路・河川課

1-3-4 第2期栗東市地域福祉計画（平成25年3月）

バリアフリー関連の主な方針		
■住民意識の啓発		
展開方策	内容	関係各課等
人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進及び学習機会の充実	市民が人権問題や障がいを正しく理解できるよう、啓発活動を推進します。また、市民を対象に人権問題や障がいを正しく理解するための学習機会等の充実を図ります。	社会・障がい福祉課 子ども発達支援課 人権教育課 人権政策課 ひだまりの家
■福祉教育の推進		
展開方策	内容	関係各課等
ふれあいや体験活動等による福祉教育の充実	福祉教育の一環であるふれあい体験（車椅子体験等）やレクリエーション・スポーツ大会などにおいて車椅子競技等にふれることで、障がいの特性について正しい理解促進を図ります。	社会・障がい福祉課 学校教育課 生涯学習課 文化体育振興課
総合的な学習の時間等を活用した福祉に関する教育の推進	学校・市・市社協の連携のもと、特別支援学級との交流や高齢者疑似体験、障がいのある人に対する理解を深めるなど、福祉に関する教育を推進します。	社会・障がい福祉課 幼児課 学校教育課 社会福祉協議会
■交流の場づくり		
展開方策	内容	関係各課等
地域での障がいのある人との交流機会の充実と障がいに対する正しい理解の促進	障がいに対する正しい理解を持つことができるよう、レクリエーションやスポーツ大会を通じて障がいのある人の社会参加を促進するとともに、地域の民生委員児童委員協議会やボランティア等と交流できる機会を創出します。	社会・障がい福祉課 生涯学習課 文化体育振興課 人権教育課 社会福祉協議会
■安心・安全の地域づくり		
展開方策	内容	関係各課等
誰もが安心して社会参加・外出できる生活環境の整備	誰もが社会参加しやすいよう、公共施設等のバリアフリー化や地域住民との連携による交通安全対策、コミュニティバス・タクシーのあり方について検討を行います。また、子どもの安全を確保するため、安心して通学、通園ができるよう、登降園時・登校下校時に、立番制で行う「挨拶運動」を推進します。また、児童公園の整備も含め、危険箇所のチェックを行い、地域全体が共有できるよう、事故防止対策を行います。	社会・障がい福祉課 生活安全課 幼児課 学校教育課 土木管理課

1-3-5 第6期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年3月）

バリアフリー関連の主な方針		
■高齢者が住みやすい環境づくりの推進		
展開方策	内容	関係各課等
健康・福祉のまちづくりの推進	すべての市民が安全で快適にいきいきと活躍できる都市の実現をめざし、ノーマライゼーションの考え方のもと、健康・福祉拠点を中心として、公共公益施設や鉄道駅、公園など多くの市民が利用する施設及びその周辺において一体的なバリアフリーを進めます	生活交通課 都市計画課 道路・河川課

第2章

基本理念と基本方針

第2章 基本理念と基本方針

本構想の上位計画である栗東市総合計画では、「優れた自然環境や歴史文化を活かし、市民が主体となった交流や連携により活力を創造することによってまちを発展させる」といった基本理念が示されています。

このような方向性を実現していくためには、誰もが安心して社会参加できる環境を整えることが重要となります。

そのためには、移動や施設利用の利便性、安全性を向上させることに加えて、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進することが重要となります。

以上のことを踏まえたうえで、栗東市が目指すべき方向性を「基本理念」として定めるとともに、基本理念の実現に向けた「基本方針」を定めます。

■ 基本理念 ■

だれもが移動しやすく、思いやりにあふれるまち 栗東

■ 基本方針 ■

- ① 市民・当事者参画型のバリアフリー化の推進
- ② 継続的・段階的なバリアフリー化の推進
- ③ 「心のバリアフリー」の推進
- ④ 関係機関が連携した効果的かつ効率的なバリアフリー化の推進

基本方針① 市民・当事者参画型のバリアフリー化の推進

基本理念を実現するためには、あらゆる人が利用しやすい移動空間や施設をデザインすることが重要と考えられます。

このため、構想段階から利用者の視点を十分に反映していくために、市民や当事者など、様々な関係者の参画する場を設け、継続的な意見交換を実施します。

また、意見交換のプロセスを通じてバリアフリー化に対する関係者の理解と協力を得ることによって、人にやさしいまちづくりに向けた機運の醸成に取り組みます。

基本方針② 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

本構想に基づき一体的なバリアフリー化を図るべき地区としては、「栗東駅周辺地区」「手原駅周辺地区」が考えられます。

このような場合、両地区とも重点整備地区として位置づけ、同時進行でバリアフリー化を進めていくことが理想的ですが、本市の財政状況を勘案しつつ、「選択と集中」の視点のもとにより優先順位の高い地区から実施していくことが現実的と考えられます。

このため本構想では、優先順位の高い地区からバリアフリー化を進め、中長期的な視点のもとで継続的・段階的なバリアフリー化を推進することにより、両地区のバリアフリー化の実現を目指します。

基本方針③ 「心のバリアフリー」の推進

基本理念を実現するために、ハード・ソフトの取組の充実に加えて、市民一人ひとりが、支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を推進します。

基本方針④ 関係者の連携による効果的かつ効率的なバリアフリー化の推進

基本理念を実現するためには、「連続的」「一体的」なバリアフリー化を推進することが重要となりますが、そのためには施設設置管理者（行政、公共交通事業者など）が異なる部分でのシームレス（繋ぎ目のない）なバリアフリー化を進めることが不可欠となります。

このため、施設設置管理者の意向や関連する工事スケジュールを十分に反映した基本構想を策定することによって、関係者の連携による効果的かつ効率的なバリアフリー化を推進します。

また、行政内部においても、関係部署（交通安全、道路、まちづくりなど）相互の横の連携を十分に確保しながら、効果的かつ効率的なバリアフリー化を推進します。

第3章

重点整備地区、生活関連施設・経路の設定

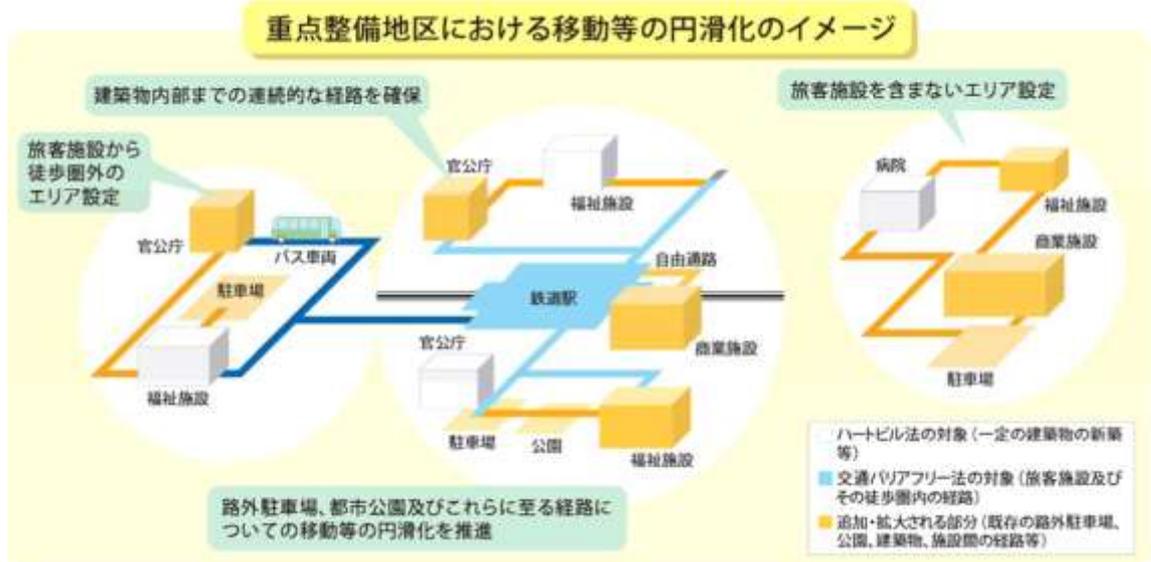
- 3-1 重点整備地区の要件
- 3-2 重点整備地区・特定旅客施設の選定
- 3-3 生活関連施設の選定
- 3-4 生活関連経路の選定
- 3-5 重点整備地区の区域設定

第3章 重点整備地区、生活関連施設・経路の設定

3-1 重点整備地区の要件

本構想の対象となる「重点整備地区」とは、「面的・一体的なバリアフリー化を重点的に推進する地区」であり、「旅客施設を中心とする地区」「高齢者、障がい者等が利用する施設が集積する地区」などが対象となります。具体的には、新法第2条第21号と基本方針の三の2に定められている通り、次の3つの要件全てに該当する地区が対象となります。

要件1	生活関連施設の集積性（配置要件）
<p style="text-align: center;">生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設や福祉施設等の特別特定建築物が3以上あること ● 地区の面積はおおむね400ha未満（半径約1km圏域未満） ● 施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲 	
要件2	移動等円滑化の事業実施の必要性（課題要件）
<p style="text-align: center;">生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障がい者等による施設の利用状況や、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、一体的なバリアフリー化事業実施の必要性が高いこと 	
要件3	総合的な都市機能の増進に対する有効性（効果要件）
<p style="text-align: center;">バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障がい者等の交流と社会参加の機会の提供、消費生活や勤労の場の提供等、都市機能の増進に効果的な事業の実施が可能なこと 	



3-2 重点整備地区・特定旅客施設の選定

栗東市内の旅客施設は、栗東駅と手原駅の2駅があります。

■両地区の比較データ

		栗東駅周辺地区	手原駅周辺地区
地区の位置づけ	総合計画	都市居住拠点	生活文化拠点
	都市マス	都心風格エリア	都心風格エリア
一日当たりの平均的な利用者数 (H24)		25,490 人	5,885 人

上記の通り、両駅とも特定旅客施設（一日当たりの平均的な利用者が、3,000人以上の施設）に該当しており、徒歩圏内には各種生活関連施設が集積しています。また、両駅周辺地区は、都市計画マスタープランにおいて「都市風格エリア」に位置づけられていることから、バリアフリー化事業が特に必要な地区であるとともに、総合的な都市機能の増進を図る上でバリアフリー化事業を実施することが有効かつ適切な地区であると考えられます。

第2章の基本方針でも述べたとおり、両地区とも重点整備地区として位置づけ、同時進行でバリアフリー化を進めていくことが理想的ですが、本市の財政状況を勘案すると、「選択と集中」の視点のもとに優先順位の高い地区から順次基本構想を作成することが現実的な対応と考えられます。

両地区を比較すると、栗東駅周辺地区の方が「駅利用者数が多い（手原駅の約4.3倍）」「生活関連施設が集積している」など、優先度が高いと考えられます。

以上のことから、優先度の高い「栗東駅周辺地区」を本構想の重点整備地区に位置づけます。

■重点整備地区の要件の該当状況（栗東駅周辺地区）

	該当状況	備考
要件1 ：配置要件 生活関連施設が集積性	○	<ul style="list-style-type: none"> 栗東駅は、特定旅客施設（一日当たりの平均的な利用者が、3,000人以上の施設）に該当（一日当たりの平均的な利用者数（H24）：25,490人）。 徒歩圏内に特別特定建築物に該当する施設が立地（栗東芸術文化会館さくら、アル・プラザ栗東、ウイングプラザ など）。
要件2 ：課題要件 移動等円滑化の事業実施の必要性	○	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩圏内に教育・文化施設や商業施設、保育所等の施設が集積している。 都市計画マスタープランでは、「都市風格エリア」に位置づけられており、一体的なバリアフリー化事業実施の必要性が高い。
要件3 ：効果要件 総合的な都市機能の増進に対する有効性	○	<ul style="list-style-type: none"> 栗東駅周辺の一体的なまちづくり計画が進められるなど、都市機能の増進に効果的な事業の実施が可能。

3-3 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「常に多数の人が利用する施設」「高齢者、障がい者等が常時利用する施設」であり、具体的には次のような施設が該当します。

■生活関連施設の基本的な考え方

	基本的な考え方
常に多数の人が利用する施設を選定する	<ul style="list-style-type: none"> ●旅客施設、大規模商業施設、文化施設、銀行・郵便局、官公庁、病院や公園等、高齢者・障がい者等のほか、妊産婦や乳幼児連れ（ベビーカー）など様々な人が利用する用途の施設。 ●国・都道府県・市町村が管理する施設。
高齢者、障がい者等が常時利用する施設を選定する	<ul style="list-style-type: none"> ●老人ホーム・障がい者福祉ホーム等の高齢者・障がい者が多く居住する施設。 ●福祉サービス施設・老人福祉センター・障がい者福祉センターなど高齢者・障がい者等が常時利用する施設。

本構想では、「特定旅客施設（栗東駅）周辺の徒歩圏内に立地する生活関連施設」に該当する施設の中から、**特に優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設**を生活関連施設として選定します。

■生活関連施設の選定結果

施設の区分・種類	施設名
特定旅客施設	・栗東駅
銀行・郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・京都銀行 栗東支店 ・JA栗東市 大宝支店 ・大宝郵便局
文化施設	・栗東芸術文化会館 さくら
大規模商業施設 (複合施設含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・アル・プラザ栗東（ATM：ゆうちょ銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、京都銀行） ・ウイングプラザ（栗東西図書館、諸証明サービスコーナー、コミュニティセンター大宝東 など）
コミュニティセンター	・コミュニティセンター大宝
都市公園	・大宝公園
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・栗東駅東口第1駐車場 ・ウイングプラザ栗東駐車場 ・栗東駅西口駐車場

3-4 生活関連経路の選定

生活関連経路は、生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、バリアフリー化事業を重点的に推進する必要のある道路、駅前広場などが対象となります。

また、選定にあたっては、以下のような考え方を踏まえる必要があります。

■生活関連経路の基本的な考え方

	基本的な考え方
より多くの人を利用する経路を選定する	●生活関連施設に訪れる人などの利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する。
生活関連施設相互のネットワークを確保する	●旅客施設とその他の生活関連施設との経路はもとより、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡にも配慮し、結果として重点整備地区内のネットワークが構成されるよう配慮する。 ●一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましい。

本構想では、「生活関連施設相互を結ぶ、より多くの人を利用する経路」に該当する経路の中から、**特に優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある経路**を生活関連経路として選定します。

■生活関連経路の種類と選定結果

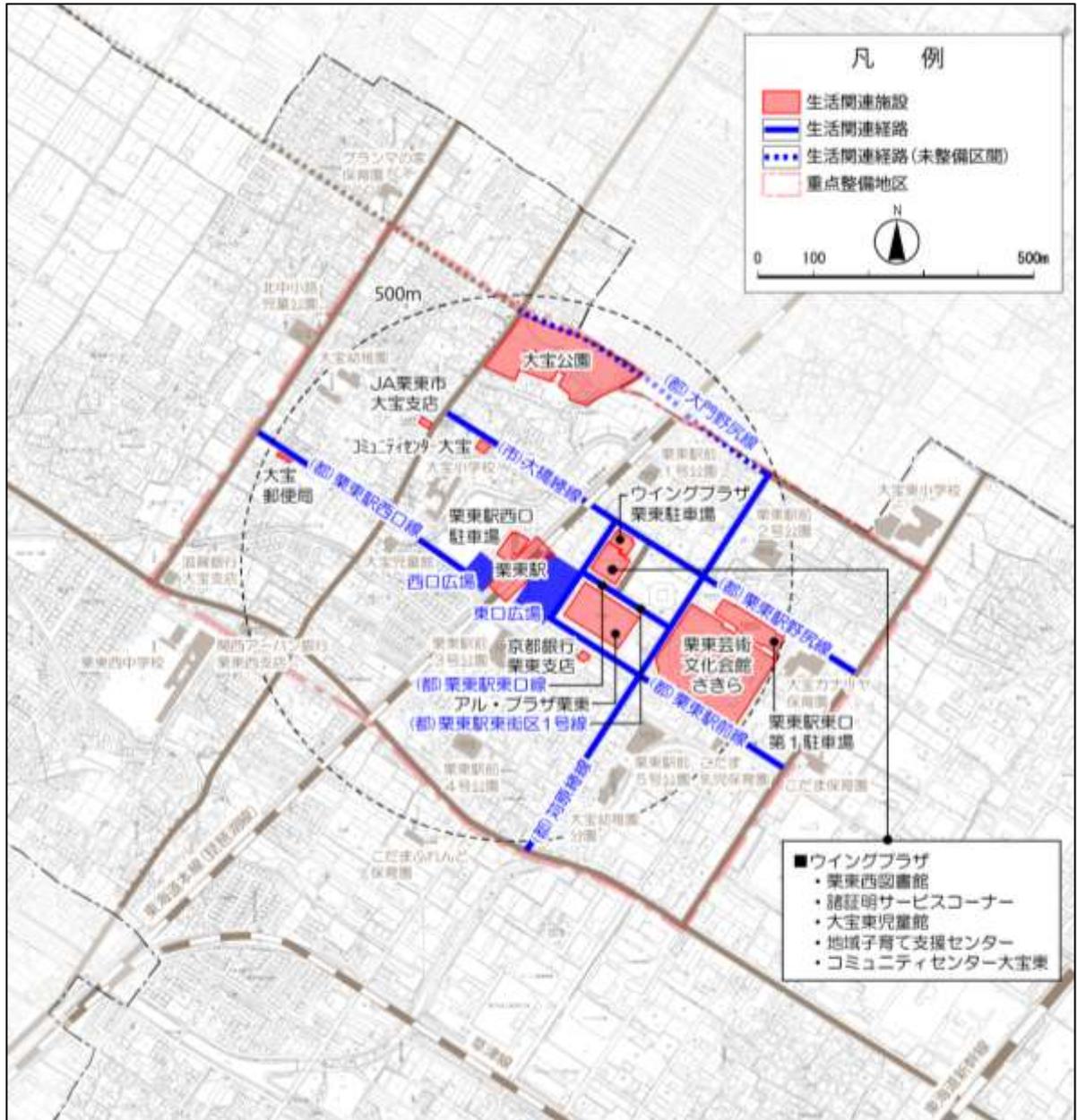
種別	定義	経路名
生活関連経路	目標年次までのバリアフリー整備を目指す経路（すでに移動等円滑化基準を満足する経路を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・栗東駅西口広場 ・栗東駅東口広場 ・(都)栗東駅前線 ・(都)荻原縦線 ・(都)栗東駅東街区1号線 ・(都)栗東駅東口線 ・(都)栗東駅野尻線 ・(市)大橋縦線 ・(都)栗東駅西口線

3-5 重点整備地区の区域設定

重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定める必要があります。

以上のことを踏まえ、特定旅客施設（栗東駅）を中心にして、公共施設や商業施設などの生活関連施設が集中する徒歩圏内（半径約500m）を目安に生活関連経路を位置づけ、重点整備地区を設定します。

■栗東駅周辺地区の範囲（重点整備地区の区域、生活関連施設、生活関連経路）



〈このページ空白〉

第4章

重点整備地区の課題

- 4-1 栗東駅とその周辺のまち歩き点検調査
- 4-2 その他経路のまち歩き点検調査

第4章 重点整備地区の課題

4-1 栗東駅とその周辺のまち歩き点検調査

4-1-1 目的

重点整備地区内のバリアフリーに関する課題を把握することを目的に、実際に地区内を歩いて点検する「まち歩き点検調査」を実施しました。調査にあたっては、協議会委員の他に別に期日を設けて、福祉関係団体の協力を得て実施しました。

4-1-2 開催日時及び参加団体

	開催日時	参加団体
第1回	平成27年3月4日(水) 13:30~16:30	・栗東市聴覚障害者協会
第2回	平成27年3月13日(金) 13:30~16:30	・栗東市中心身障害児(者)連合会 ・栗東市身体障害者更生会 ・栗東市視覚障害者福祉協会
第3回	平成27年3月26日(木) 13:30~16:00	・栗東市バリアフリー推進協議会

■まち歩き点検調査の様子

【第1回】



【第2回】



【第3回】



4-1-3 点検内容

以下のような評価項目を設定し、バリアフリーに関する課題を把握しました。

(1) 特定旅客施設（栗東駅）および自由通路の評価項目

調査対象		評価項目
通路	有効幅	①通路は狭くないか
	床面	②床面は滑りにくくないか ③段差はないか（スロープ部分は除く）
階段	手すり	①手すりが設置されており、高さや形状は適当か
	手すり 蹴上げ、踏面	②手すり端部に視覚障がい者向け点字案内はあるか ③踏面の認識しやすさや、つまずきにくさへの配慮がされているか
エレベーター	設置箇所	①エレベーターが必要な場所に整備されているか
	乗降ロビー	②出入口の前に車椅子が回転できるスペースが確保されているか
	かごの大きさ、構造、設備	③出入口やかごの大きさは適当か
	手すり	④手すりは設置されているか
	表示、音声案内	⑤表示や、音声案内は分かりやすいか
	操作盤	⑥操作盤の位置や高さは車椅子利用者への配慮がされているか ⑦点字表示は適当か
エスカレーター	踏み段幅	①踏み段の幅は適当か ②車椅子で利用した場合の使用感はどうか
	表示、音声案内	③進入の可否の表示、音声案内は分かりやすいか （上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合）
トイレ	案内表示	①出入口付近の案内表示は分かりやすいか
	便器	②腰掛便座、手すり等が必要な場所に配置されているか
	床面	③床面は凹凸がなく滑りにくくないか
	多機能トイレ	④出入口の構造や広さは適当か ⑤車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
点字ブロック	点字ブロックの敷設、配置	①主要な設備へ誘導する敷設経路はあるか（エレベーター操作盤、トイレ出入口、乗車券販売所及び触知案内図等）
		②点字ブロックの配置や色彩など、誘導が分かりやすいか
その他	乗車券等販売所、待合所、案内所	①車椅子利用者や聴覚障がい者への配慮がされているか
		②全体に各機能は分かりやすい案内表示となっているかどうか
	券売機	③高齢者や障がい者等が使いやすいよう配慮されているか
	触知案内板	④音や点字などにより、駅の構造や主要な施設が把握できるよう視覚障害者への配慮がされているか
バス停への接続	バス停への接続	⑤鉄道からバスへの案内は分かりやすいか
		⑥降雨時にもストレスなく移動できるようになっているか

(2) 生活関連経路の評価項目

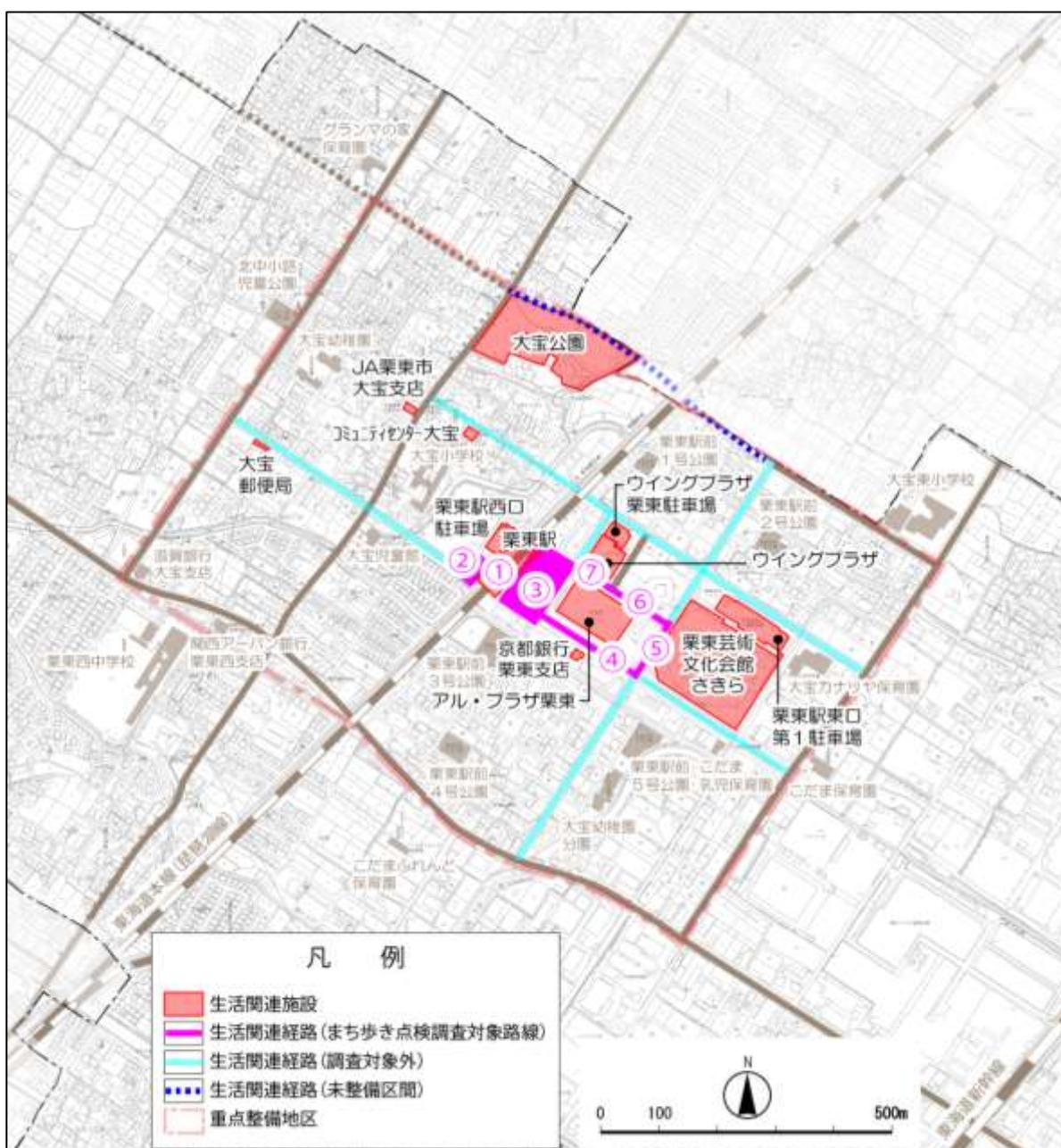
調査対象		評価項目
歩道等	有効幅員 (人が歩ける幅)	①歩道の有効幅員は確保されているか
		②通行の支障となる街路樹や、看板、電柱、自転車などの障害物はないか
	舗装(透水性など)	③舗装が平たんで、滑りにくくないか
	段差、勾配、 グレーチング	④移動に支障がないか
	交差点付近	⑤縁端の段差は適切か(2cmを標準とする)
点字ブロック	点字ブロックの 敷設、配置	①案内の連続性が確保されているか
		②敷設経路は分かりやすいか
		③点字ブロック周辺に障害物はないか(障害物や危険な段差など)
		④点字ブロックの配置や色彩など、誘導が分かりやすいか
バス停 付近	停留所	①ベンチや上屋は整備されているか
	歩道の高さ	②歩道部分はバスに乗降しやすい高さになっているか
案内標識	案内標識	①高齢者、障がい者等がよく利用する施設への案内標識の設置状況は適切か
		②視覚障がい者を案内する設備(点字・音声案内など)の設置状況は適切か
その他	トイレ	①出入口付近の案内表示は分かりやすいか
		②腰掛便座、手すり等が必要な場所に配置されているか
		③床面の平坦性や滑りにくさは適当か
	多機能トイレ	④出入口の構造や広さは適当か
		⑤車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか

4-1-4 調査経路

特定旅客施設（栗東駅）とその周辺の生活関連経路において点検を実施しました。

■まち歩き点検調査の対象

- ① 栗東駅
- ② 西口駅前広場
- ③ 東口駅前広場
- ④ （都）栗東駅前線
- ⑤ （都）苅原線
- ⑥ （都）栗東駅東街区1号線
- ⑦ （都）栗東駅東口線

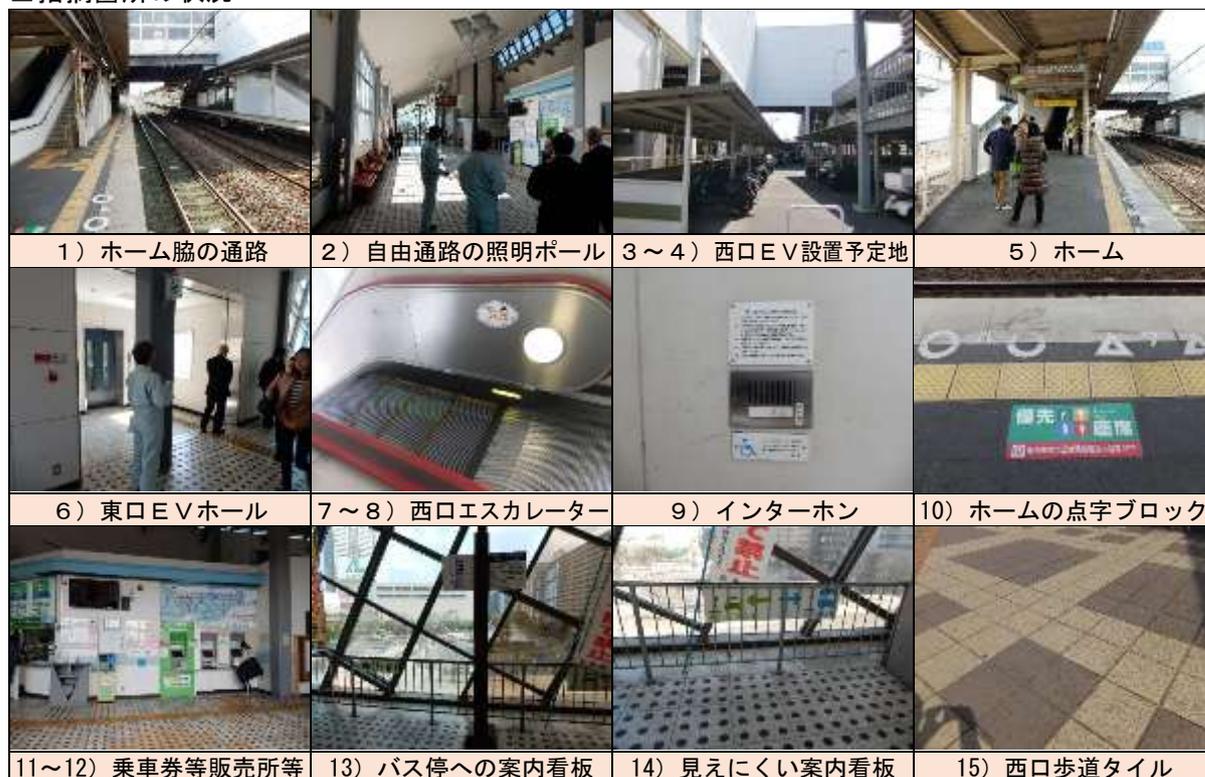


4-1-5 指摘事項

① 栗東駅（自由通路含む）

指摘箇所	指摘事項	番号
通路	・ホームの階段脇の通路幅が狭い。	1
	・自由通路の照明ポールは混雑時に邪魔ではないか。	2
エレベーター	・西口にもエレベーターの整備が求められる。	3
	・西口のエレベーターは最低でも東口と同等レベルの大きさがほしい。	4
	・改札内部とホームを結ぶエレベーターが必要。	5
	・東口2階エレベーターホール入口の柱は、車いす等の通行の支障になる恐れがあり、安全なルートへ誘導するための表示を工夫すべき。	6
エスカレーター	・スピードが速いため、歩く程度の速度に調整が必要。	7
	・大型の車いすの場合、サイズ的に対応できない。	8
	・インターホンの係員の案内表示や時間外の対応についての案内が分かりにくい。また、聴覚障がい者で車いすの場合の対応はどうするのか。	9
点字ブロック	・ホーム点字ブロックの内方線なし。	10
券売機	・券売機下にスペースがないため車いす利用者が近づきにくい。	11
	・文字が少し小さい。	12
バス停への接続	・看板の案内が小さい。	13
	・案内板が手すりの向こう側にあり、見えにくい。	14
	・雨天時に濡れないようにしてほしい。	15

■ 指摘箇所の状況



② 西口駅前広場

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・車いす向けスロープの勾配が急となっている。	1
	・すり付け部分の幅が、横断歩道の幅に合わせてあることが分かるように表示を工夫すべき。	2
点字ブロック	・横断歩道への誘導ブロックなし。	3
案内標識	・案内看板の文字サイズが不適切（大きく分かりやすい表記にしてほしい）。	4
	・車いす向けスロープが設けられた乗降スペースを安全・安心に利用できるように、道路上に「車いすマーク駐車場」の表示をしてほしい。	5
トイレ	・トイレの表示、点字ブロックや音声案内による誘導がない。	6
	・雨天時に滑らないようにしてほしい。	7
	・植栽の根による舗装の持ち上げの影響でトイレ内共用部の舗装が波打っていて危ない。	8
多機能トイレ	・トイレ建屋の入口すぐ右側に多機能トイレがあるため通行しにくい。	9
	・扉が歪んでいるため、鍵がかかりにくい。	10
	・ベッドがあると使いやすいが、その場合には十分な空間がない。	11

■指摘箇所の状況



③ 東口駅前広場

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・ロータリーにある交番前の車いす向けスロープ部分の勾配がややきつい。	1
	・階段とスロープが併設されているところの段差部が分かりづらい。	2
	・植樹樹のグレーチングは、目が粗い、段差・傾きが生じている等の問題がある。	3
	・水路として整備されたところに転落する恐れがある。	4
	・地下通路が暗い。	5
点字ブロック	・植樹樹との距離が近いところがある。	6
	・使われていないバス停への誘導ブロックが残存。	7
	・誘導ブロックの誘導先不明。	8
案内標識	・バスの乗り場案内の文字サイズが小さい。	9
	・「さくら」などへの音声案内や、徒歩での所要時間の目安などの案内がほしい。	10
トイレ	・トイレの表示、点字ブロックや音声案内による誘導がない。	11

■ 指摘箇所の状況



※番号9に該当する写真なし。

④ (都) 栗東駅前線

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・歩道横の植栽（枝）が歩道にはみ出している。	1
	・アル・プラザ入口と歩道の間になぜかな段差が生じている。	2
点字ブロック	・点字ブロック上に車止めがある、夜間目立たないデザインのため危険。	3
	・横断歩道を挟んで、警告ブロックの幅が揃っていない箇所がある。	4

■指摘箇所の状況



⑤ (都) 荻原縦線

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・植栽が歩道にはみ出ている。	1
	・歩道上に障害物がある。	2
	・舗装にゆるやかなうねりが生じている。	3

■指摘箇所の状況



⑥ (都) 栗東駅東街区1号線

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・側溝に沿ってレンガ面が沈下し不均一となっている。	1
	・グレーチングの目が粗く、杖や車椅子の車輪がはまるおそれがある。	2
	・植樹帯との段差が生じている。	3
点字ブロック	・民地側の誘導ブロックとの連続性なし。	4

■指摘箇所の状況



⑦ (都) 栗東駅東口線

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・アル・プラザ入口周辺に大量の自転車が駐車されている。	1
	・側溝に沿ってレンガ面が沈下し不均一となっている。	2
	・駅への誘導がなく、分かりにくい。	3

■指摘箇所の状況



※番号3に該当する写真なし。

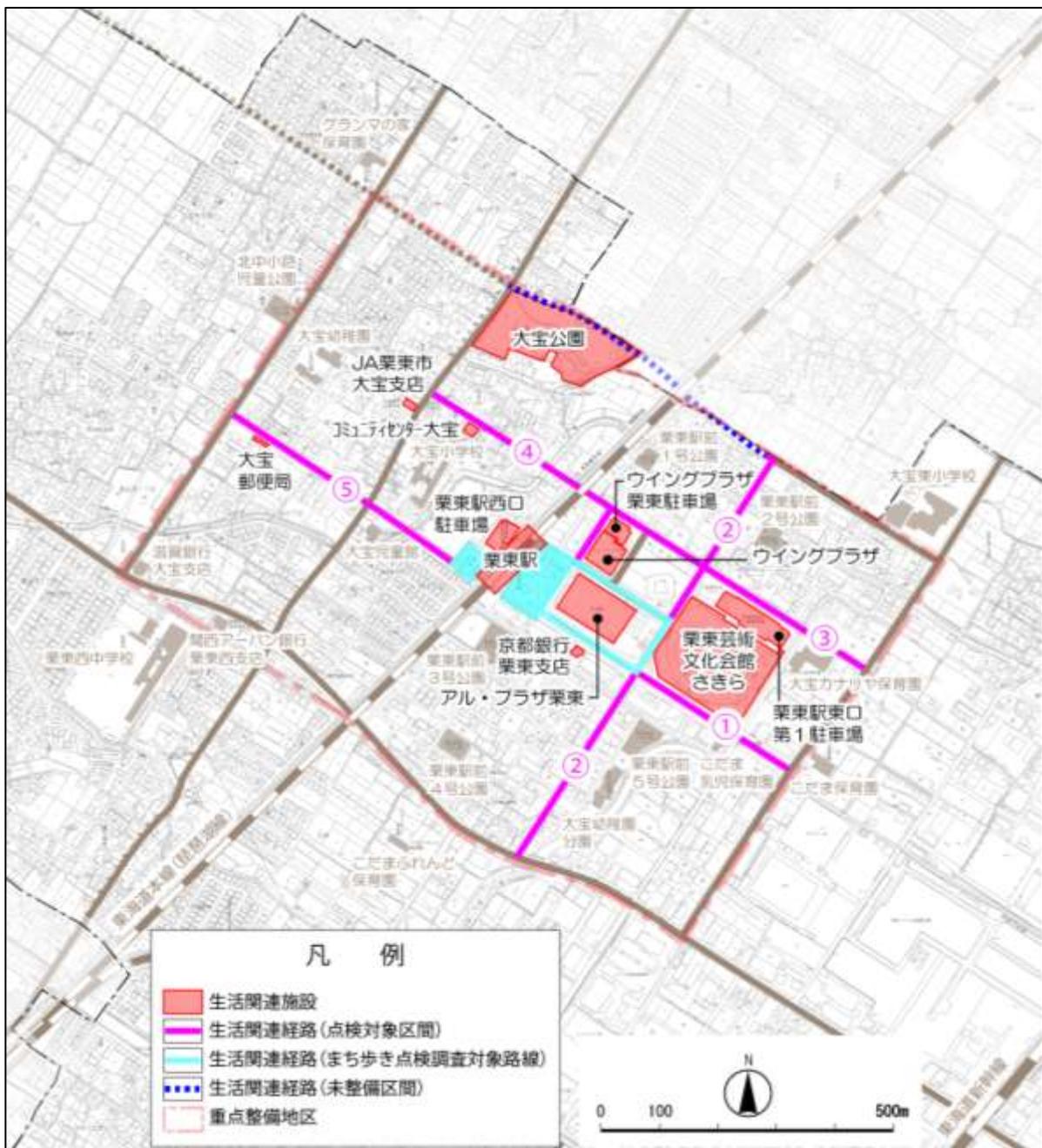
4-2 その他経路のまち歩き点検調査

4-2-1 調査経路

栗東駅とその周辺以外の生活関連経路については、バリアフリー推進協議会委員が点検した評価項目に沿って市が調査を行いました。

■ 点検調査の対象

- ① (都) 栗東駅前線
- ② (都) 苅原巻線
- ③ (都) 栗東駅野尻線
- ④ (市) 大橋巻線
- ⑤ (都) 栗東駅西口線



4-2-2 指摘事項

① (都) 栗東駅前線

指摘箇所	指摘事項	番号
点字ブロック	・さきら周辺のみ整備済み。	1
バス停付近	・さきら前は上屋・ベンチ整備済み。	2

■ 指摘箇所の状況



1) 点字ブロック

2) バス停 (さきら前)

② (都) 荻原総線

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・河川があるため歩道が途切れている。	1
	・一部で車両のはみ出しあり。	2
	・マンホール付近でレンガ面が沈下している。	3
点字ブロック	・さきら周辺のみ整備済み。	4
バス停付近	・上屋の整備なし (ベンチは整備済み)	5

■ 指摘箇所の状況



1) 歩道未整備区間

2) 車両のはみ出し

3) マンホール付近の沈下

4) 点字ブロック

5) バス停

③ (都) 栗東駅野尻線

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・車の歩道走行を防ぐ車止めが、歩行者の障害になる恐れがある。	1
点字ブロック	・さきら周辺のみ整備済み。	2
バス停付近	・上屋、ベンチの整備なし（ベンチは一部整備済み）。	3

■指摘箇所の状況



1) 車止めのはみ出し

2) 点字ブロック

※番号3に該当する写真なし。

④ (市) 大橋縦線

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・線路下の区間は歩行者、自転車の利用も多く道路の傾斜がきつい。	1

■指摘箇所の状況



1) 線路下の区間

⑤ (都) 栗東駅西口線

指摘箇所	指摘事項	番号
点字ブロック	・点字ブロック近くに障害物あり（消火栓のホース収納庫）。	1
	・規格外の点字ブロックあり。	2
	・郵便局への誘導が分断している。	3
バス停付近	・上屋、ベンチの整備なし。	4

■指摘箇所の状況



1) 消火栓のホース収納庫

2) 規格外点字ブロック

3) 郵便局入口

※番号4に該当する写真なし。

第5章

バリアフリー化のための事業

5-1 特定事業

5-2 その他のバリアフリーに関する事業

5-3 ソフト施策

第5章 バリアフリー化のための事業

「第2章 基本理念と基本方針」「第4章 重点整備地区の課題」の内容を踏まえ、課題解決に向けて実施するバリアフリー化のための事業を位置づけます。

5-1 特定事業

5-1-1 基本的な考え方

- ・「第4章 重点整備地区の課題」で整理した課題等を踏まえ、バリアフリー整備に関する事業を特定事業として位置づけます。
- ・それぞれの特定事業は、バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化基準」「ガイドライン」のほか、「栗東市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例」に沿った整備を行うこととし、その内容は、基本構想策定後に事業実施者が各計画において具体的に検討します。
- ・特定事業の目標年次は、以下の通り定めます。ただし、予算上の関係や関連事業との調整を受けて、事業が見込み通りに進まない事態も考えられます。よって、中期の目標年次である平成32年度において、短期目標の評価も含めて各事業の進捗状況を確認し、必要に応じて事業の内容や目標年次を見直します。

■目標年次の考え方

種別	考え方	備考
短期	・平成30年度までに完成を目指す事業 (計画策定から概ね3年以内)	・中期の目標年次である平成32年度において、各事業の進捗状況を確認し、必要に応じて事業の内容や目標年次の見直しを実施。
中期	・平成32年度までに完成を目指す事業 (計画策定から概ね5年以内)	
長期	・事業の実施について今後検討していく事業	

5-1-2 特定事業の概要

(1) 公共交通特定事業

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー整備に関する事業を位置づけます。
- ・栗東駅西口は、エスカレーターを設置にとどまっていますので、西口エレベーターの整備事業を短期事業に位置づけます。
- ・その他の事業については、西口エレベーターの整備と並行して、緊急度に応じて中長期的な観点から対応していきます。ただし、部分的な改善で対応が可能な場合は、短期で対応していきます。

① 鉄道事業

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
通路	ホーム階段脇の通路幅が狭い	エレベーター整備による経路案内の改善	短期	通路幅の狭い経路の通行を避ける
	自由通路の照明ポールが通行の障害になっている	照明ポールの注意喚起	短期	
経路案内等による安全対策		中期		
エレベーター	西口にエレベーターが必要	西口エレベーターの設置	短期	東口エレベーターと同等規模を確保
	改札内部とホームを結ぶエレベーターが必要	改札内部とホームを結ぶエレベーターの設置	短期	西口エレベーターと同時に設置
	東口エレベーターホールの柱が通行の障害になっている	柱の注意喚起	短期	車いす利用者等が移動しやすい経路を案内
経路案内の改善		中期		
エスカレーター	ステップの速度が速い	ステップの速度の調整(減速)	短期	速度調整が不可能な場合は、エレベーターへの誘導を行う
	大型車いすへの対応が必要	西口エレベーターの設置	短期	
	インターホンの案内が分かりにくい	エレベーターの設置およびエレベーターへの誘導	短期	現状でもインターホンを押せば係員が対応可能
点字ブロック	ホーム点字ブロックの内方線なし	内方線対応品に交換	短期	エレベーターと同時の整備
券売機	障がい者対応になっていない	券売機の障がい者対応	長期	券売機の蹴込みについては駅建物の改修が必要なため、更新時期に見直す
バス停への接続	案内看板が分かりにくい(看板が小さい、見えにくい)	案内看板の改善	中期	
	駅舎～バス停までの経路が雨天時に濡れる	雨天時の安全対策	長期	上屋の設置などを検討

(2) 道路特定事業

- ・道路におけるバリアフリー整備に関する事業を位置づけます。

① (都) 栗東駅前線

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
歩道等	アル・プラザ入口と歩道の間になぜか段差が生じている	段差の注意喚起	短期	
点字ブロック	点字ブロック上に車止めがある、夜間目立たないデザインのため危険	車止めの改善	短期	位置及びデザインの改善
	横断歩道を挟んで、警告ブロックの幅が揃っていない箇所がある	点字ブロックの設置位置の改善	中期	誘導案内ブロックの連続性、直進性の改善
	未整備区間がある	点字ブロックの整備	中期	

② (都) 荻原総線

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
歩道等	舗装にゆるやかなうねりが生じている	舗装の改善	中期	平坦性の確保
	河川があるため歩道が途切れている	歩道の整備	長期	
	マンホール付近で舗装が凸凹になっている	舗装の改善	中期	平坦性の確保
点字ブロック	未整備区間がある	点字ブロックの整備	中～長期	

③ (都) 栗東駅東街区1号線

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
歩道等	側溝に沿ったレンガ面の沈下	段差の注意喚起	短期	
	グレーチングの目が粗い	側溝蓋等の改善	短期	網目の細かいグレーチングに交換
	植樹帯との段差が生じている	段差の注意喚起	短期	
点字ブロック	民地側の誘導ブロックとの連続性なし	点字ブロックの整備	短期	民地側との連続性確保
	未整備区間がある	点字ブロックの整備	短期	

④ (都) 栗東駅東口線

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
歩道等	側溝に沿ったレンガ面の沈下	段差の注意喚起	短期	
	駅への誘導がなく、分かりにくい	駅への案内の充実	中期	
点字ブロック	未整備区間がある	点字ブロックの整備	短期	

⑤ (都) 栗東駅野尻線

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
歩道等	車止めが歩道にはみ出している	車止めの位置改善	短期	
点字ブロック	未整備区間がある	点字ブロックの整備	中～長期	

⑥ (市) 大橋総線

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
歩道等	線路下の区間は歩行者、自転車の利用も多く道路の傾斜がきつい	自転車等に対する速度抑制の注意喚起	中期	

⑦ (都) 栗東駅西口線

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
点字ブロック	点字ブロック近くに障害物がある	障害物の移動	短期	消火栓のホース収納庫
	一部で規格外の点字ブロックが使用されている	点字ブロックの改善(規格の統一)	長期	更新にあわせた改善
	郵便局への誘導が分断している	点字ブロックの整備	中期	誘導案内ブロックの連続性の改善

(3) 交通安全特定事業

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置、違法駐車行為の防止等に関する事業を位置づけます。

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
道路標示	車いす向けスロープが設けられた乗降スペースに「車いすマーク停車場」の表示がない	道路標示の設置(車いすマーク停車場の標示)	短期	西口駅前広場

- ・歩行者保護の観点から、歩行者・自転車の分離、および自転車誘導レーンの設定について検討します。
- ・バス停の上屋、ベンチの整備については、今後のバス利用状況により検討します。
- ・植栽については、定期的な剪定を行い通行空間の確保に努めていますが、著しく通行を阻害するものについては適宜対応します。

5-2 その他のバリアフリーに関する事業

- ・道路以外の駅前広場や通路等、特定事業に該当しないその他のバリアフリーに関する事業を位置づけます。

① 西口駅前広場

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
歩道等	車いす向けスロープの勾配が急となっている	スロープの勾配の改善	中期	
	すり付け部分の幅が、横断歩道の幅に合わせてあることが分かりにくい	すり付け部分の表示	短期	色分けなどによる対応
点字ブロック	横断歩道への誘導ブロックなし	点字ブロックの整備	中期	
案内標識	案内看板の文字サイズが不適切	案内看板の改善	中期	分かりやすい文字の大きさに配慮
トイレ	トイレの表示、点字ブロックや音声案内による誘導がない	表示の改善	短期	
		点字ブロックや音声による誘導案内	中期	
	雨天時の安全対策	出入口付近における舗装の滑り止め	中期	
	植栽の根による舗装の持ち上げの影響でトイレ内共用部の舗装が波打っていて危ない	舗装の改善	中期	平坦性の確保
多機能トイレ	トイレ建屋の入口すぐ右側に多機能トイレがあるため通行しにくい	表示・誘導案内の改善	中期	トイレの表示、点字・音声による誘導案内
	扉が歪んでいるため、鍵がかかりにくい	扉の補修	短期	
	ベッドがあると使いやすいが、その場合には十分な空間がない	ベッド等の設置を検討	長期	ベッド等を設置する空間が確保できない場合は更新時期に見直す

② 東口駅前広場

項目	課題	主な事業内容	目標年次	備考
歩道等	ロータリーにある交番前の車いす向けスロープ部分の勾配がややきつい	スロープの勾配の改善	中期	
	階段とスロープが併設されているところの段差部が分かりづらい	転落防止柵等の設置	短期	
	植樹柵のグレーチングは、目が粗い、段差・傾きが生じている等の問題がある	植樹柵のグレーチングの改善	中期	
	水路として整備されたところに転落する恐れがある。	ポール等の設置	中期	
	地下通路が暗い	照明の改善	中期	
点字ブロック	植樹柵との距離が近いところがある	点字ブロックの設置位置の改善	短期	
	使われていないバス停への誘導ブロックが残存	点字ブロックの撤去	短期	
	誘導ブロックの誘導先不明	点字ブロックの撤去	短期	
案内標識	バスの乗り場案内の文字サイズが小さい	案内看板の改善	短期	
	「さきら」などへの音声案内や、徒歩での所要時間の目安などの案内がない	周辺施設への案内の充実	中期	
トイレ	トイレの表示、点字ブロックや音声案内による誘導がない	表示の改善	短期	
		点字ブロックや音声による誘導案内	中期	

5-3 ソフト施策

- ・高齢者・障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が必要です。
- ・特に、バリアフリー化の重要性や高齢者・障がい者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進することが大変重要です。
- ・以上のことを踏まえ、心のバリアフリーに向けた対策をはじめ、様々なソフト施策に関する取り組みを位置づけます。
- ・なお、ソフト施策については、可能な限り早期に着手し、継続的に実施していきます。

(1) 心のバリアフリー

① 心のバリアフリー社会の創出

- ・市民や通行者が利用しやすいバリアフリー環境を作っていくためには、ユニバーサルデザインによる施設の整備に合わせて、一人ひとりが実際に行動する必要があります。
- ・特に、高齢・障がい等に伴い移動に制約のある方々への理解を深め、とて思いやりをもって安全な通行に行動に繋がられるよう心のバリアフリーを広めることが重要です。
- ・そのため高齢者・障がい者等への理解とバリアフリー社会を醸成するため、啓発や情報発信に取り組みます。

■取り組みのイメージ（案）

- 学校におけるバリアフリー教育促進のための情報提供
- 広報やホームページを活用したバリアフリーに関する情報発信
- 通行マナー向上のための広報・啓発活動

② 従業員の教育訓練の継続実施

- ・公共交通事業者や生活関連施設の従業員等の高齢者・障がい者等に対する「理解促進」「対応の向上」を図るために、公共交通事業者等は、職員に対する適切な教育訓練を行うよう努めることが求められます。
- ・具体的には、高齢者・障がい者等に対する対応マニュアルの整備、計画的な職員研修（接客研修や介助研修など）などの実施が考えられます。
- ・多くの施設等で従業員の計画的な教育に取り組まれています。高齢者・障がい者等への理解を深めるため、今後も継続した取組を求めていきます。

(2) 道路管理

① 放置自転車対策

- ・アル・プラザとウイングプラザ付近では、通学、通勤者や買い物客の放置自転車が問題となっていました。
- ・事業者との連携のもとで、放置自転車の防止に向けた取組を実施して一定の効果を得ていますが、今後も放置自転車に関する指導、啓発、撤去を徹底し、放置自転車の防止について取り組んでいきます。

② 安全な歩行空間を阻害する行為等への対策

- ・生活関連経路を構成する道路の一部では、「駐車車両の歩道へのはみ出し」「販促用のぼりの土台の放置」など、安全な歩行空間を阻害する行為が見られます。
- ・これらの行為を防止するために、地域住民や沿道住民に対する道路空間の適正利用に関する広報活動及び啓発活動に取り組みます。
- ・また、側溝に沿ったレンガ面の沈下による不均一等についても、民地側の整備については事業者等の協力が必要となるため、安全な歩行空間を確保する一体的なバリアフリーに関して啓発活動に取り組みます。

〈このページ空白〉

第6章

構想実現に向けた取組

- 6-1 関連事業者・市民・行政の連携・協働
- 6-2 基本構想の進行管理

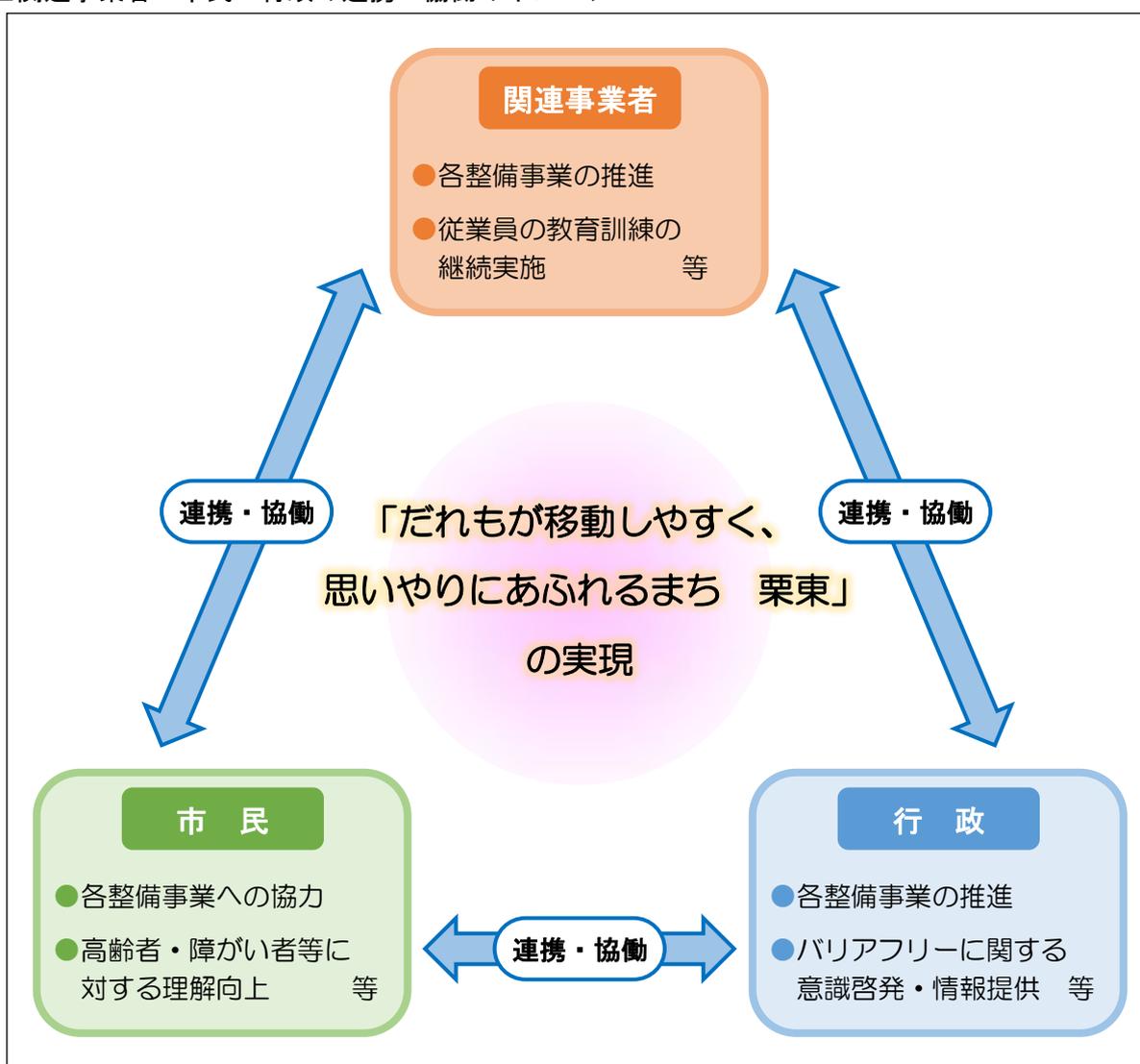
第6章 構想実現に向けた取組

本構想に位置づけた各施策を効果的かつ効率的に推進するための多様な主体の連携体制のあり方や基本構想の進行管理のあり方など、構想実現に向けた取り組みを位置づけます。

6-1 関連事業者・市民・行政の連携・協働

- ・基本構想を実現していくためには、「関連事業者」「市民」「行政」といった3つの主体の適切な連携・協働のもと、効果的かつ効率的に施策展開を図っていく必要があります。
- ・このため、3つの主体がそれぞれの果たすべき役割を認識しながら本計画の円滑な推進に取り組むことを目指します。

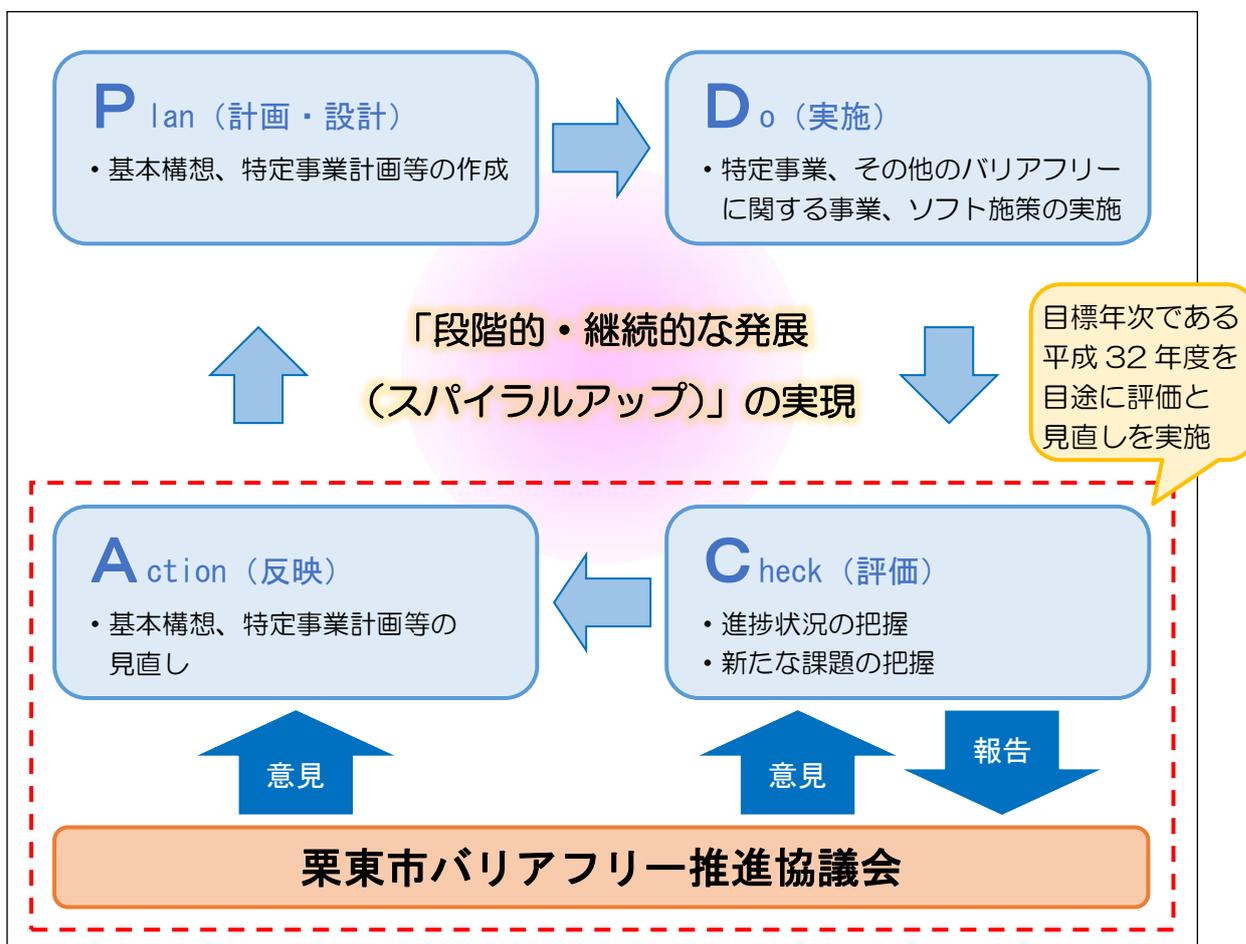
■関連事業者・市民・行政の連携・協働のイメージ



6-2 基本構想の進行管理

- ・本構想の基本理念「誰もが移動しやすく、思いやりにあふれるまち 栗東」を実現していくためには、本構想や特定事業等の実施状況を踏まえながら基本構想を評価・見直すことにより、さらなる改善につなげていく「段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）」の実現が欠かせません。
- ・そのためには、特定事業計画策定や事業実施までの期間にわたる継続的な進行管理が必要となります。
- ・適切に進行管理していくためには、実施状況を踏まえながら基本構想を評価・見直ししていく「PDCAサイクル」の考え方が重要となります。
- ・具体的には、「計画・設計（Plan）」を「実施（Do）」に移し、結果・成果を「評価（Check）」したうえで、改善・改良すべき点を「反映（Action）」を加えることによって「段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）」の実現を目指していきます。
- ・以上のような取り組みを実現するために、本構想の策定時に設置した「栗東市バリアフリー推進協議会」を、進行管理を担う中心的な組織として位置づけます。
- ・栗東市では、目標年次である平成 32 年度を目途に構想や事業の進捗状況・成果に関する評価を行い、構想実現に向けた課題を整理するとともに、必要に応じて本構想や事業内容の見直しを実施することにより、「段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）」の実現を目指します。

■ 進行管理体制のイメージ



參考資料

1. 策定經過
2. 用語集

■参考資料

1. 策定経過

1-1 栗東市バリアフリー推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項および第2項の規定に基づき、栗東市バリアフリー推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想の案(以下「バリアフリー基本構想」という。)の策定に関する事項
- (2) バリアフリー基本構想の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) その他、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体、障がい者団体、市民団体等の代表者
- (3) 公安委員会の職員
- (4) 公共交通事業者
- (5) 行政機関の職員
- (6) 栗東市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部生活交通課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年10月29日から施行する。

1-2 栗東市バリアフリー推進協議会 委員名簿

◆平成 26 年度委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	備考
学識経験者	塚口 博司	立命館大学工学部都市システム工学科 教授 【栗東市バリアフリー推進協議会 会長】
高齢者団体	青地 勲	栗東市老人クラブ連合会 会長
障がい者団体	川寄 千頼	栗東市身体障害者更生会 会長
	中尾 恭夫	栗東市視覚障害者福祉協会 会長
	鈴木 嘉明	栗東市聴覚障害者協会
市民団体	武村 泰博	栗東市自治連合会 【栗東市バリアフリー推進協議会 職務代理者】
	森野 公美子	栗東市女性団体連絡協議会
商工関係者	清水 憲	栗東市商工会 会長
	大嶋 英寿	栗東都市整備株式会社 取締役 (滋賀銀行栗東支店 支店長)
公安委員会	村林 一寿	滋賀県草津警察署 交通課長
公共交通事業者	荒木 治	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部企画課 担当課長
	樋口 俊助	一般社団法人滋賀県バス協会 専務理事
	加茂 学	一般社団法人滋賀県タクシー協会 専務理事
所轄運輸行政	後藤 浩之	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官
道路管理者	上原 秀樹	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所交通対策課 課長
	饗庭 啓良	滋賀県南部土木事務所 次長
	澤 茂雄	栗東市建設部 部長
市職員	井上 寛	栗東市市民部 部長

◆平成 27 年度委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	備考
学識経験者	塚口 博司	立命館大学理工学部都市システム工学科 教授 【栗東市バリアフリー推進協議会 会長】
高齢者団体	青地 勲	栗東市老人クラブ連合会
障がい者団体	川崎 千頼	栗東市身体障害者更生会 会長
	中尾 恭夫	栗東市視覚障害者福祉協会 会長
	鈴木 嘉明	栗東市聴覚障害者協会
市民団体	武村 泰博	栗東市自治連合会 【栗東市バリアフリー推進協議会 職務代理者】
	森野 公美子	栗東市女性団体連絡協議会
商工関係者	清水 憲	栗東市商工会 会長
	大嶋 英寿	栗東都市整備株式会社 取締役 (滋賀銀行栗東支店 支店長)
公安委員会	村林 一寿	滋賀県草津警察署 交通課長
公共交通事業者	荒木 治	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部企画課 担当課長
	樋口 俊助	一般社団法人滋賀県バス協会 専務理事
	加茂 学	一般社団法人滋賀県タクシー協会 専務理事
所轄運輸行政	山岡 宏	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官
道路管理者	小野 武	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所交通対策課 課長
	木村 幹彦	滋賀県南部土木事務所 次長
	青木 豊三	栗東市建設部 部長
市職員	太田 功	栗東市市民部 部長

1-3 栗東市バリアフリー推進協議会の経過

回	開催年月日	主な議題
1	平成 26 年 10 月 29 日 (水)	●栗東市バリアフリー基本構想について ・バリアフリー新法および基本構想の概要について ・栗東市の人口等について ・重点整備地区の選定について ・まち歩き点検調査について
2	平成 27 年 1 月 23 日 (金)	●事務局によるまち歩き点検調査の結果 ●計画素案の検討 ・栗東市のバリアフリーに関する基本理念と基本方針 ・重点整備地区の区域、生活関連施設・経路の設定 ●まち歩き点検調査の実施に向けた意見交換
3	平成 27 年 3 月 26 日 (木)	●まち歩き点検調査 ・関係団体によるまち歩き点検調査の結果について ・まち歩き点検調査の実施について ・まち歩き点検調査 ・指摘事項の確認、および点検個所以外の課題把握
4	平成 27 年 5 月 12 日 (火)	●計画素案の検討

1-4 パブリックコメントの結果

◆募集期間

平成 27 年 5 月 18 日 (月) から平成 27 年 6 月 8 日 (月) まで

◆広報手段

広報りっとう、市ホームページ

◆資料配布・閲覧場所

市ホームページ、生活交通課窓口 (市役所 3 階)、情報公開コーナー (市役所 1 階)、各学区コミュニティセンター

◆提出状況

提出者数 : 0 人

意見数 : 0 件

2. 用語集

	語句	意味
い	移動等円滑化	高齢者・障害者等の日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際に係る身体の負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
く	グレーチング	道路の排水施設（側溝や排水柵）等の路面部分に、路面排水を集水するために設置される金属製の蓋。
こ	公共交通特定事業	基本構想で定めた移動等円滑化のために必要な事業のうち、特定旅客施設にあたる鉄道駅等で実施するバリアフリー化のために必要な整備（エレベーター、エスカレーターなどの設置、段差の解消など）、バリアフリーの一定の基準に適合した車両の購入などの事業。
	交通安全特定事業	基本構想で定めた移動等円滑化のために必要な事業のうち、重点整備地区内の交差点や歩道の安全な移動、円滑な交通処理を目的とする事業（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置、歩道への違法駐車行為の取締りなど）。
	交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。鉄道駅などの旅客施設や、その周辺の道路などの移動経路において、歩道の段差の解消や視覚障害者のための誘導ブロックの設置、または、鉄道駅のエレベーターの設置などにより、高齢者や身体障害者等が公共交通機関を利用してスムーズに移動できるようにすることを目的として制定された法律。平成 18 年 12 月 20 日にバリアフリー新法が施行され、ハートビル法と統合された。
	心のバリアフリー	バリアフリー化に関する市民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組み。
し	重点整備地区	バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区。重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。

	語句	意味
せ	生活関連経路	生活関連施設を相互に結ぶ経路。バリアフリー化事業を重点的に推進する必要がある道路、駅前広場などが対象になる。
	生活関連施設	<p>「常に多数の人が利用する施設」「高齢者、障がい者等が常時利用する施設」のこと。具体的には以下の施設が該当する。</p> <p>【常に多数の人が利用する施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旅客施設、大規模商業施設、文化施設、銀行・郵便局、官公庁、病院や公園等、高齢者・障がい者等のほか、妊産婦や乳幼児連れ（ベビーカー）など様々な人が利用する用途の施設。 ●国・都道府県・市町村が管理する施設。 <p>【高齢者、障がい者等が常時利用する施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老人ホーム・障がい者福祉ホーム等の高齢者・障がい者が多く居住する施設。 ●福祉サービス施設・老人福祉センター・障がい者福祉センターなど高齢者・障がい者等が常時利用する施設。
た	多機能トイレ	トイレ内が広く、手すりや水洗装置が設置されているなど、身体障害者やオストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方などの使用に配慮したトイレ。
と	道路特定事業	基本構想で定めた移動等円滑化のために必要な事業のうち、道路におけるバリアフリー整備に関する事業。
	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分、これらに附属する特定施設。利用円滑化基準適合の努力義務が課せられる。
	特定事業	基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するための事業。基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。
	特定旅客施設	旅客施設のうち、一日当たりの平均的な利用者が、3,000人以上の施設。
	特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定建築物で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして政令で定めるもの。延べ床面積2,000平方メートル以上のものは、利用円滑化基準の適合義務が課せられる。
	都市公園	都市計画法に規定する都市計画施設である公園または緑地、または都市計画区域内において設置する公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの。もしくは国が設置する公園または緑地（国立公園や国定公園等は含まない）。
の	ノーマライゼーション	障害者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

	語句	意味
は	ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。段差のない出入口、多目的トイレの設置など、建築物のバリアフリー化を目指した法律。平成 18 年 12 月 20 日にバリアフリー新法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。
	バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。障壁（バリア）には、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁が含まれる。
	バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を一体化し、施策の拡充が図られた。
ゆ	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるものをいう（月極駐車場は路外駐車場には該当しない）。
り	旅客施設	駅、バスターミナル、港、空港など公共交通機関を利用する旅客の乗降や待合などに利用される施設のこと。

栗東市バリアフリー基本構想

発行 平成 27 年 7 月
発行者 栗東市
編集 栗東市市民部生活交通課
〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
電話番号 077-553-1234 (代表)
FAX 番号 077-554-1123 (代表)
E-mail info@city.ritto.lg.jp
